風水害•雪害対策編

風水害 - 雪害対策編

目 次

第1部 災害予	,防	. 1
第1章 風水	<害・雪害に強い村づくり	. 1
第1節	河川事業の推進	. 2
第2節	砂防事業の推進	. 2
第3節	雪害の予防	. 3
第4節	避難場所・避難所・避難路の整備	. 5
第5節	建築物の安全性の確保	. 5
第6節	ライフライン施設等の機能の確保	. 6
第2章 迅速	Eかつ円滑な災害応急対策への備え	. 7
第1節	避難誘導体制の整備	. 8
第2節	災害危険区域の災害予防	10
第3節	災害未然防止活動体制の整備	11
第4節	気象・水象観測体制の整備	12
第5節	情報の収集・連絡体制の整備	12
第6節	通信手段の確保	13
第7節	職員の応急活動体制の整備	14
第8節	防災関係機関の連携体制の整備	15
第9節	防災中枢機能等の確保	17
第 10 節	救助・救急及び医療活動体制の整備	18
第11節	緊急輸送活動体制の整備	19
第 12 節	避難収容活動体制の整備	20
第13節	食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備	22
第 14 節	広報・広聴体制の整備	23
第 15 節	二次災害の予防	24
第 16 節	複合災害対策	24
第17節	防災訓練の実施	25
第3章 村民	是等の防災活動の促進	26
第1節	災害被害を軽減する村民運動の展開	26
第2節	防災思想の普及	28
第3節	村民の防災活動の環境整備	30
第4章 要面]	32
第1節	要配慮者対策	32

	第	5	章	その)他の災害予防	36
		第	1 負	行	孤立化集落対策	36
		第	2負	育	罹災証明書の発行体制の整備	37
第	2	部	5	(害応	5急対策	38
	第	1	章	災害	『発生直前の対策	38
		第	1 筤	行	警報等の伝達	39
		第	2 負	行	避難誘導	44
	第	2	章	発災	を直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	48
		第	1 負	育	災害情報の収集・連絡	48
		第	2負	育	通信手段の確保	60
	第	3	章	活動	h体制の確立	61
		第	1 筤		災害対策本部の設置	61
		第	2負	行	災害対策本部の組織	62
		第	3 筤	行	災害警戒本部等の設置	65
		第	4 負	育	職員の非常参集	66
		第	5 負	育	広域応援の要請等	68
		第	6 負	行	自衛隊への災害派遣要請	69
	第	4	章	災害	その拡大防止及び二次災害の防止活動	72
		第	1 負	行	災害の拡大防止及び二次災害の防止	72
	第	5	章	救助	」・救急及び医療活動	74
		第	1 負	行	救助・救急活動	74
		第	2負	行	医療活動	76
	第	6	章	緊急	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	78
		第	1 負	育	交通の確保・緊急輸送活動の基本方針	78
		第	2負	行	交通の確保	
		第	3 筤	行	緊急輸送	80
	第	7:	章	避難	¥収容活動	
		第	1 負	行	避難場所及び避難所の開設・運営	81
			2負		応急仮設住宅等の提供	
			3 筤	•	広域的避難収容	
			4 負		村外からの広域避難者の受入れ	
		8:			→ 飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動	
	- 1.		· 1 筤		食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給	
		9:		•	建衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動	
	- 1.		一 1 筤		保健衛生活動	
			2負		防疫活動	
			3 負	•	行方不明者の捜索及び遺体の処置	
			章(•	() () () () () () () () () () () () () (
	/17	10		1/^:	~~ □ · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	00

	Line Landon and	
第1節		
第 11 章	社会秩序の維持等に関する活動	98
第1節	社会秩序の維持	98
第 12 章	施設、設備の応急復旧活動	99
第1節	施設、設備の応急復旧	99
第2節	公共土木施設の応急復旧	99
第 13 章	自発的支援の受入れ	100
第1節	ボランティアの受入れ	100
第2節	義援物資・義援金の受入れ	101
第 14 章	要配慮者対策	103
第1節	要配慮者の災害応急対策	103
第 15 章	その他の災害応急対策	106
第1節	農林水産業の災害応急対策	106
第2節	学校の災害応急対策	107
第3節	文化財施設の災害応急対策	109
第4節	災害救助法の適用	110
第5節	動物愛護	111
第3部 災	害復旧・復興	112
第1節	復旧・復興の基本方向の決定	112
第2節	原状復旧	113
第3節	計画的復興の推進	114
第4節	被災者等の生活再建の支援	115
第5節	被災中小企業等の復興の支援	117
第6節	公共施設の復旧	118
第7節	激甚災害法の適用	119
第8節	復旧資金の確保	121

第1部 災害予防

風水害・雪害に備え、災害の発生を予防し、又は災害の規模を最小限にするためには、以下の事項が 重要である。

- ○大雨、強風又は大雪に見舞われても、それに耐えられる村をつくる
- ○発生した被害に対しての迅速かつ的確な災害応急対策の体制を構築する
- ○「自らの命は自らが守る」ための住民の防災活動を推進する

第1章 風水害・雪害に強い村づくり

地方公共団体は、治山、治水その他の国土の保全に関する事項、建物の不燃堅ろう化その他都市の防災構造の改善に関する事項、交通、情報通信等の都市機能の集積に対応する防災対策に関する事項の実施に努めることとされている。(災害対策基本法第8条第2項第2号、第3号、第4号)

このため、村は、県、指定地方公共機関及びその他の防災関係機関と連携して、次の計画の実現に向けて努力するものとする。

第1節 河川事業の推進

1 河川改修事業の推進

村は、洪水を未然に防止するため、管理する河川について計画的に改修を進めるものとする。

第2節 砂防事業の推進

(1) 村は、『砂防法』に基づく「砂防指定地」の指定を受けた区域について、事業の推進を県に要望し、順次改修を進めるものとする。

また、『地すべり等防止法』に基づく「地すべり防止区域」の指定を受けた区域についても、 事業の推進を県に要望し、順次改修を進めるものとする。

- (2) 村は、『急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律』に基づく「急傾斜地崩壊危険区域」の指定を受けた区域について、事業の推進を県に要望し、順次改修を進めるものとする。
- (3) 村は、『土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律』に基づく「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」の指定を受けた区域について、事業の推進を県に要望し、順次改修を進めるものとする。

≪関係資料≫資料編:2-1 災害危険区域に関する類似用語の説明

2-2 災害危険区域一覧表(2)(5)(8)(14)(15)

第3節 雪害の予防

1 雪害に強い村づくり

村は、県と連携して、地域の特性に配慮しつつ、雪崩災害、大雪等に伴う交通の途絶による集落の 孤立及び都市機能の阻害等の雪害に強い村づくりを行うものとする。

2 道路の除雪体制の整備

道路管理者は、冬期の交通を確保するため、次により除雪体制の整備を進めるものとする。

- (1) 除雪資機材の整備
- (2) 排雪場所の確保
- (3) 融雪剤の備蓄
- (4) 除雪資機材の格納庫、融雪剤の保管庫、除雪要員の詰所及び積雪観測施設の機能を有する除雪 基地の整備
- (5) 除雪要員の確保

3 除雪計画等の策定

(1) 基本的な方針の策定

道路管理者及びその他関係機関は、大雪発生時に迅速かつ確実な道路除雪が行えるよう、各機関が連携した道路除雪の方法等について事前に協議、確認し、次の事項を考慮した基本的な方針を定めておくものとする。

- ア 各道路管理者の連携強化による効率的な除雪体制
- イ 優先して除雪作業を行うべき区間
- ウ 効率的な除雪作業を行うための通行規制の実施
- エ 道路管理者間の道路交通規制情報の共有
- オ 道路利用者等に対する情報提供
- カ 災害の危険があり、早急に人命救助の必要な孤立集落が発生するおそれがある地域等にお ける関係道路管理者の相互協力
- キ 交通の確保のための緊急除雪の実施における消防団への出動要請
- ク 自衛隊の派遣要請における所定手続の確認
- (2) 道路管理者による除雪計画の策定

道路管理者は、迅速かつ効率的な道路除雪が行えるよう、上記(1)の基本的な方針を踏まえ、 除雪計画を策定するよう努めるものとする。

4 除雪(雪下ろしを含む。)援助体制の整備

村内においては、一人暮らし高齢者世帯の割合が高く、大雪時においては、個人による除雪作業が うまく進まない状況となる。また、このことは、障害者世帯や母子家庭についても同様である。さら に、今後は、除雪の担い手のいない空き家屋の増加も予測される。

このように個人では、対応が難しくなった家屋や家屋周辺の除雪作業は、民生委員、自治会、自主

防災組織、消防団等の地域コミュニティ、さらには村、県による対応も必要となってくる。

村は、平時から、大雪を想定した地域住民や自主防災組織、消防団等による除雪体制の充実や支援のための仕組みづくりを進めるものとする。

5 村民に対する大雪時の留意事項の周知

村は、消防機関、警察機関及び県(危機管理室ほか)と連携して、防災週間、防災等関連行事等を通じ、住民に対し、第3章第2節「防災思想の普及」に加え、以下の留意事項の周知、徹底を図るものとする。

- ア ラジオやテレビ等で気象情報、防災上の注意事項をよく聞く。
- イ 不要不急の外出は見合わせる。
- ウ 自家用車の使用は極力避ける。やむを得ず車で外出する場合は、タイヤチェーン・携帯トイレ等を持っていくよう心掛ける。
- エ エンジンをかけたままの駐車による一酸化炭素中毒に注意する。
- オ カーポート等車庫の倒壊に注意し、屋根下に近づかないようにする。
- カ 屋根の雪下ろしは、安全確保のため、命綱や滑り止めの着用をするとともに、複数で作業を行うなどに留意する。
- キ 屋根雪の落下に注意し、極力、屋根下に近づかないようにする。
- ク 消防車や救急車等の緊急車両が通行できるよう、生活道路の除雪等に協力する。
- ケ協力しあって生活道路、歩道等を除排雪する。
- コ 雪崩に注意し、がけ、川べりには近づかない。

≪関係資料≫資料編:2-1 災害危険区域に関する類似用語の説明

2-2 災害危険区域一覧表(11)(12)(13)

第4節 避難場所・避難所・避難路の整備

1 避難場所及び避難所の整備

村は、県と連携して、避難困難地区の解消、避難者の収容能力の増強、避難者の安全確保等を目的として、避難場所や避難所となる体育館、公民館、学校等の公共施設の整備に努めるものとする。

2 避難路等の整備

村は、県と連携して、避難に要する時間の短縮、避難路の有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等を目的として、避難路となる都市計画道路、農道、林道その他の道路の整備に努めるものとする。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うものとする。

第5節 建築物の安全性の確保

1 防災上重要な施設の堅ろう化

村は、施設管理者と連携して、それぞれが管理する施設のうち次に掲げる防災上重要な施設について、風水害及び雪害に対する構造の堅ろう化を図るものとする。

- ア 災害対策本部が設置される施設(嬬恋村役場等)
- イ 応急対策活動の拠点施設(警察機関、消防機関等)
- ウ 救護活動の拠点施設(保健所、病院等)
- 工 避難施設 (学校、体育館、公民館等)
- オ 社会福祉施設(老人ホーム、身体障害者養護施設等)
- カ 劇場等不特定多数の者が使用する施設

2 建築基準の遵守指導

村は、県(建築課ほか)と連携して、住宅をはじめとする建築物の風水害及び雪害に対する安全性の確保を促進するため、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)に定める構造基準の遵守の指導に努めるものとする。

第6節 ライフライン施設等の機能の確保

1 ライフライン施設等の機能確保

- (1) ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、村は、県、ライフライン事業者及び廃棄物処理業事業者と連携して、次によりライフライン施設や廃棄物処理施設の機能の確保を図るものとする。
 - ア 設備の設置又は改修に当たっては、各種技術基準に従うとともに、被害想定に配慮した設計を行う。
 - イ 系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等により、代替性を確保する。
 - ウ 廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の 役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置する よう努めるものとする。
- (2) 村は、県及び公共機関と連携して、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。

≪関係資料≫資料編:3-1 ライフライン関係連絡先一覧表

6-8 群馬県水道災害相互応援協定

6-12 群馬県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

村は、県及びその他防災関係機関と連携して、災害が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、迅速かつ円滑に災害応急対策を実施し、被害を未然に防止し、又は最小限に抑える必要がある。

災害応急対策としては、まず災害発生直前の警報等の伝達、水防等の災害未然防止活動、避難誘導等の対策があり、発生後は機動的な初動調査の実施等被害状況の把握、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、被害の拡大の防止、二次災害の防止、人命の救助・救急・医療活動を進めることとなる。さらに、応急収容、必要な生活支援(食料、水等の供給)を行う。

また、当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供を行っていくこととなる。

以上のような迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するためにあらかじめ整備しておくべき事項について、各種計画を推進するものとする。

第1節 避難誘導体制の整備

1 警報等伝達体制の整備

- (1) 村は、県(危機管理室・河川課ほか)と連携して、警報等を住民、水防管理者、関係市町村長等に迅速かつ確実に伝達できるよう、伝達ルートを明確にしておくものとする。
- (2) 村は、警報及び避難勧告又は指示の内容を住民に迅速かつ確実に伝達できるよう、サイレン、 同報系無線、広報車等の整備を図るものとする。
- (3) 村は、様々な環境下にある住民等に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、テレビ、ラジオ、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

2 避難誘導計画の作成

- (1) 村は、消防機関、警察機関等と協議して避難誘導に係る計画を作成するものとする。 なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないとき は、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。
- (2) (1)の計画に定めるべき事項は、次のとおりとする。
 - ア 避難準備 (要配慮者避難) 情報、避難の勧告又は指示を行う基準
 - イ 避難準備(要配慮者避難)情報、避難の勧告又は指示の伝達方法
 - ウ 避難場所・避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
 - エ 避難経路及び誘導方法
- (3) 村は、避難準備(要配慮者避難)情報、避難の勧告又は指示について、県、河川管理者及び前橋地方気象台等と連携して、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準(具体的な考え方)及び伝達方法を明確にした「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の作成に努めるものとする。

3 避難誘導訓練の実施

村は、消防機関、警察機関等と協力して住民の避難誘導訓練を実施するものとする。

4 避難場所及び避難所等の周知

村は、避難が迅速かつ安全に行われるよう、平常時から広報紙等を活用し、住民に対し次の事項を周知するものとする。

- ア 避難準備 (要配慮者避難) 情報、避難の勧告又は指示を行う基準
- イ 避難準備(要配慮者避難)情報、避難の勧告又は指示の伝達方法
- ウ 避難場所・避難所の名称、所在地、対象地区
- 工 避難経路
- オ 避難時の心得

5 案内標識の設置

- (1) 村は、避難が迅速かつ安全に行われるよう、避難場所及び避難所の案内標識の設置に努めるものとする。
- (2) 村は、案内標識の作成に当たっては、観光客等地元の地理に不案内な者でも理解できるように配慮するものとする。

6 要配慮者への配慮等

- (1) 村は、避難行動要支援者(要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者。以下同じ。)を速やかに避難誘導するため、第1部第4章第1節「要配慮者対策」により、平常時から避難行動要支援者に係る避難誘導体制の整備に努めるものとする。
- (2) 村は、県と連携して、外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。
- (3) 村は、県(学事法制課・教育委員会ほか)と連携して、学校等が保護者との間で、災害発生時に おける児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。
- (4) 村は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

第2節 災害危険区域の災害予防

1 災害危険区域の種類

(1)土木関係

(2)治山関係

(3)農地関係

ア 重要水防筒所

ア 山腹崩壊危険地区

ア 地すべり危険箇所

イ 浸水想定区域

イ 地すべり危険地区

ウ 土石流危険渓流

ウ 崩壊土砂流出危険地区

工 急傾斜地崩壊危険箇所

エ なだれ危険箇所

オ 地すべり危険箇所

カ 土砂災害警戒区域

キ 土砂災害特別警戒区域

ク 雪崩危険箇所

2 住民等に対する危険性の周知

(1) 村は、住民に対し、広報紙への掲載、説明会の開催、標識の設置等の方法により、災害危険区域の位置及び予想される災害の態様を周知するものとする。

なお、浸水被害については、浸水実績、浸水予想区域等の公表にも努めるものとする。 また、災害危険区域の点検等に際しては、地域住民の協力を得つつ実施するものとする。

(2) 村は、鉄砲水による水難事故を防止するため、過去の災害履歴等から鉄砲水が発生するおそれの大きい渓流について、危険性を周知する看板の設置や周辺宿泊施設へのチラシの配布など、入山者への注意喚起に努めるものとする。

3 県からの情報の提供

村は、県(河川課・砂防課・森林保全課・農村整備課ほか)、関東地方整備局及び関東森林管理局(吾妻森林管理署)から、危険箇所の位置、危険度等を把握し、警戒避難体制の整備に必要な情報の提供を受けるものとする。

4 土地利用の誘導

村は、県と連携して、災害防止に配慮した土地利用を誘導するため、各種法規制の徹底及び開発事業者等に対する啓発を行うものとする。

5 土砂災害特別警戒区域内の制限等

土砂災害特別警戒区域においては、住宅宅地分譲や社会福祉施設等のための開発行為について規制を行うとともに、土砂災害時に著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告を行うものとする。

6 警戒避難体制の整備

- (1) 村は、『土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律』に基づき、警戒 区域の指定があったときは、地域防災計画において、警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の 収集・伝達、避難及び救助等、警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。
- (2) 村は、県、河川管理者、前橋地方気象台等と連携して、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の 特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準(具体的な考え方)及び伝達方 法を明確にした「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の作成に努めるものとする。

7 ハザードマップの作成

村は、上記6警戒避難体制の整備(1)の事項を住民に周知するため、これら事項を記載した印刷物いわゆるハザードマップを作成し、住民に配布するものとする。

なお、配布に当たっては、住民がその意味を正しく理解し、災害発生時に的確な行動が取れるよう 十分に説明するものとする。

8 要配慮者への配慮

村は、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設(主として高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。)がある場合には、地域防災計画において、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。

≪関係資料≫資料編:2-1 災害危険区域に関する類似用語の説明

2-2 災害危険区域一覧表(1)(3)(4)(6)(7)(9)(10)(11)(12)(13)(14)(15)

2-3 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧表

第3節 災害未然防止活動体制の整備

1 公共施設における活動体制の整備

公共施設の管理者は、所管施設の緊急点検、応急的な復旧等の対策のための体制を整備するとともに、必要な資機材の備蓄を行うものとする。

2 気象情報の効果的利活用体制の整備

村は、避難準備(要配慮者避難)情報、避難の勧告又は指示の基準設定等防災体制の整備に際しては、前橋地方気象台が発表する気象情報を参考にするとともに、必要に応じて、前橋地方気象台及び県に対し助言を求めるものとする。

第4節 気象・水象観測体制の整備

1 気象・水象観測の充実

村は、県、前橋地方気象台及びその他防災関係機関と連携して、気象及び水象の観測に努めるものとする。

≪関係資料≫資料編:4-1-1 気象台の観測所

第5節 情報の収集・連絡体制の整備

情報収集及びその伝達は、その後の災害応急対策の規模や内容を左右するものであるから、迅速性と 正確性を確保するべく、関係組織内及び関係組織相互間の連絡体制の整備に努める必要がある。

1 情報伝達の多ルート化及び情報収集・連絡体制の明確化

村は、県(危機管理室ほか)及びその他防災関係機関と連携して、災害が各機関の中枢機能に重大な 影響を及ぼす事態に備え、関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達の多ルート化 及び情報収集・連絡体制の明確化に努めるものとする。

2 情報収集・連絡に係る初動体制の整備

村は、県(危機管理室ほか)及びその他防災関係機関と連携して、夜間・休日を含め、常時、情報の収集・伝達機能が確保できるよう、必要な要員の配置、宿日直体制等を整備するものとする。

3 多様な情報の収集体制の整備

村は、県(危機管理室ほか)及びその他防災関係機関と連携して、多様な災害関連情報を迅速に収集できるよう、電話やFAXによる情報収集手段のほかに防災行政無線、インターネット等による情報収集体制を整備するものとする。

第6節 通信手段の確保

災害時における情報の収集・連絡については、通信の確保が不可欠となる。

このため、村は、県、電気通信事業者及びその他防災関係機関と連携して、通信施設の整備及び保守管理について、大規模災害を考慮した対策を講じておくものとする。

1 通信施設の整備及び保守管理の徹底

村は、県(危機管理室ほか)、電気通信事業者及びその他防災関係機関と連携して、大規模災害発生時における通信を確保するため、通信施設の整備、拡充及び構造の強化等防災対策を推進し、施設の被災を考慮して通信施設・手段等の複数化、予備電源の確保、点検等の保守管理を徹底するものとする。

また、通信施設が被災した場合に迅速に復旧できるよう、体制を強化するものとする。

2 災害時優先電話の指定

村は、県(危機管理室ほか)及びその他防災関係機関と連携して、災害時における関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、災害時に使用する電話、携帯電話について、あらかじめ東日本電信電話(株)群馬支店及び(株)NTTドコモ群馬支店等の電気通信事業者から「災害時優先電話」の指定を受けておくものとする。

3 代替通信手段の確保

村は、県(危機管理室ほか)及びその他防災関係機関と連携して、災害による一般電話回線の途絶又は輻輳により通信が困難となった場合に備え、代替通信手段の確保に努めるものとする。

なお、一般加入電話の代替通信手段として、次の無線系の通信手段を備えるものとする。

- ア 防災行政無線(県)
 - 村、県、消防本部、その他防災関係機関との間で使用する。
- イ 防災行政無線(村)
 - 村民及び村内滞在者への周知のために使用する。
- ウ アマチュア無線
- 工 消防無線
- 才 携帯電話
- カ 衛星携帯電話

4 通信の多ルート化

村は、県(危機管理室ほか)と連携して、災害時の通信を確保するため通信の多ルート化を推進し、施設被害に対応できる体制整備に努めるとともに、地域衛星通信ネットワークと市町村防災無線を接続すること等により、災害情報を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努めるものとする。

5 通信訓練への参加

村は、県(危機管理室ほか)及びその他防災関係機関と連携して、非常通信の取扱い、機器の操作の 習熟等に向け、他の防災関係機関との連携による通信訓練(防災訓練の際に実施されるものを含む。) への積極的な参加に努めるものとする。

≪関係資料≫資料編:5-1 通信ルート

5-2 衛星携帯電話設置場所一覧表

5-3 防災行政無線同報系拡声子局一覧表

5-4 群馬県防災情報通信ネットワーク図

第7節 職員の応急活動体制の整備

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に災害応急対策を円滑に推進するためには、災害応急対策に従事する職員の参集基準、連絡手段及び参集方法をあらかじめ定めておくとともに、応急活動の内容を職員に周知徹底させておくことが必要である。

1 職員の非常参集体制の整備

村は、県と連携して、次により職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

- ア 参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員の確保等を図る。
- イ 交通・通信の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員に支障が生ずる場合を想定し、災害応急対策ができるよう、訓練等の実施に努める。
- ウ 必要に応じ参集のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を実施する。

2 職員に対する応急活動内容の周知徹底

村は、県と連携して、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。また、訓練の実施後には、事後評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じマニュアルを見直すものとする。

3 職員の応急活動体制の整備

村は、次により職員の応急活動体制の整備を図るものとする。

- (1) 各所属ごとに動員計画表及び動員連絡系統図を作成し、当該内容を職員に周知する。
- (2) 非常招集訓練を実施する。
- (3) 新規採用職員研修において、災害対策に関する研修を行う。

第8節 防災関係機関の連携体制の整備

防災関係機関は、大規模災害発生時における相互の連携・応援が重要であることに鑑み、災害応急活動及び復旧活動について、関係機関相互で応援協定を締結する等平常時から連携を強化しておく必要がある。

1 村における応援体制の整備

(1) 村は、災害対策基本法第 67 条の規定に基づく応援要請に関し、あらかじめ県内及び県外の市町村との間での相互応援協定締結に努めるものとする。協定の締結に当たっては、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制になるよう周辺市町村等との締結を考慮するとともに、大規模な風水害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村等との協定締結についても考慮することとする。

また、村は、県への応援要求が迅速に行えるようあらかじめ県との連絡調整窓口等を取り決めておくなどの必要な準備を行うものとする。

(2) 村は、避難勧告又は指示を行う際に、災害対策基本法 61 条の2の規定に基づき、指定行政機関、指定地方行政機関(前橋地方気象台、河川管理者等)又は県(河川課、砂防課、各土木事務所等)に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

2 消防機関における応援体制の整備

- (1) 消防機関は、消防組織法第39条の規定に基づく応援要請に関し、あらかじめ県内及び県外の消防機関との間での応援協定の締結に努めるものとする。
- (2) 消防機関は、消防組織法第 44 条の規定に基づく広域応援要請に関し、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

3 一般事業者等との連携体制の整備

村は、県及びその他防災関係機関と連携して、災害時における食料、水、燃料、生活必需品、医薬品、血液製剤及び資機材等の調達又は役務の提供について、一般事業者等との間で優先的な供給に関する協定の締結を推進するものとする。

4 救援活動拠点の整備

村は、県と連携して、機関相互の応援が円滑に行われるよう、ヘリポート等の救援活動拠点の確保 及び活動拠点に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。

《関係資料》資料編:6-1 小諸市·嬬恋村消防相互応援協定

6-2 災害対策基本法に関する手続き協定

6-3 災害発生時における交通指導員の運用に関する協定書

6-4 群馬県防災航空隊応援協定

- 6-5 災害時における嬬恋村内郵便局、嬬恋村間の協力に関する覚書
- 6-6 火災又は地震等の災害時における応援に関する協定
- 6-7 震災等大規模災害時における相互応援に関する協定
- 6-8 群馬県水道災害相互応援協定
- 6-9 群馬県防災情報通信ネットワーク端末設備の運用の維持管理に関する協定書
- 6-10 群馬県防災情報通信用発動発電機の保安管理に関する協議書
- 6-11 浅間山火山防災連絡事務所の業務等に関する申合せ
- 6-12 群馬県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定
- 6-13 消防組織法第39条に基づく相互応援協定書
- 6-14 災害時の情報交換に関する協定
- 6-15 災害時におけるLPガス等供給協力に関する協定書
- 6-16 災害時における救援物資提供に関する協定書
- 10-1 ヘリポート適地一覧表

第9節 防災中枢機能等の確保

1 防災中枢機能の整備

村は、県及び公共機関と連携して、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び 災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるものとする。

2 災害応急対策に当たる機関の責任

村は、県、公共機関及び救急医療を担う医療機関等災害応急対策に当たる機関と連携して、その保有する施設、設備について防災中枢機能等の確保を図るため、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備及び燃料等の確保を図り、停電時等でも利用可能なものとするよう努めるものとする。

3 災害活動拠点等の整備

- (1) 村は、県と連携して、地域における災害活動の拠点として、現地災害対策本部、非常用食料・ 資機材の備蓄倉庫、避難場所、避難所等の機能を持つ施設の整備に努めるものとする。
- (2) 村は、県と連携して、道路等に県域を越える支援を行うための広域防災拠点や被災市町村を支援するための防災拠点を整備するよう努めるものとする。

4 村における防災中枢機能の確保

村は、次により防災中枢機能を確保するものとする。

- (1) 村役場庁舎に、災害対策本部を設置する。
- (2) 次の情報通信システムの総合的な管理・運用を行う。
 - ア 防災行政無線(県)

村、県、消防本部、その他防災関係機関との間で使用する。

- イ 防災行政無線(村) 村民及び村内滞在者への周知のために使用する。
- ウ アマチュア無線
- 工 消防無線
- 才 携帯電話
- カ 衛星携帯電話
- (3) 村役場庁舎には、非常用電源を備える。

第10節 救助・救急及び医療活動体制の整備

1 救助・救急活動体制の整備

- ア 村は、消防機関、警察機関、自衛隊及び県(危機管理室ほか)と連携して、救急・救助用資機材の整備に努めるものとする。
- イ 自主防災組織は救助用資機材の整備に努めるものとし、村は、県(危機管理室ほか)と連携 して、これを資金面で支援するものとする。

2 医療活動体制の整備

- (1) 地域災害医療対策会議の設置
 - ア 村は、県(保健福祉事務所)が地域における災害医療対策を協議するために設置する地域災害医療対策会議において、災害時には避難所等での医療ニーズの把握・分析、DMATや救護班の受入調整を行い、平時には地域の災害医療対策の検討や関係機関の連絡確保を図る。(※DMAT: Disaster Medical Assistance Team)
 - イ 地域災害医療対策会議は、郡市医師会、医療機関、市町村、消防及び保健福祉事務所で構成する。
- (2) 医薬品、医療資機材の備蓄

村は、県、日本赤十字社、災害拠点病院及び公的医療機関と連携して、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品及び医療資機材の備蓄に努めるものとする。

(3) 消防機関と医療機関等との連携

村は、県(医務課ほか)と連携して、村の実情に応じて、広域後方医療施設への傷病者の搬送に当たり広域搬送拠点として使用することが適当な自衛隊の基地・大規模な空き地等をあらかじめ抽出しておくなど広域的な救急医療体制の整備に努める。

なお、広域搬送拠点には、広域後方医療関係機関(厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構)と協力しつつ、広域後方医療施設への傷病者の搬送に必要なトリアージ(緊急度判定に基づく治療順位の決定)や救急措置等を行うための場所・設備をあらかじめ整備しておくよう努める。

≪関係資料≫資料編:8-1-1 災害拠点病院

8-1-2 村内医療機関

10-1 ヘリポート適地一覧表

群馬県地域防災計画(資料編): 9-1 救急用資機材保有状況一覧表

10-10 日本赤十字社群馬県支部救護用資材保有状況一覧表

第11節 緊急輸送活動体制の整備

大規模災害時には、救急搬送、消火活動、救援物資輸送等を円滑に実施するため、輸送施設(道路、 ヘリポート等)及び輸送拠点(トラックターミナル、卸売市場等の物資の集積、配分スペース)が重要 な施設となる。

このため、これらの施設が円滑に使用できるような体制を整備しておく必要がある。

1 輸送拠点の確保

村は、県(危機管理室ほか)と連携して、トラックターミナル、卸売市場、運動場等災害時の輸送拠点として利用可能な施設を把握するとともに、災害時におけるこれらの施設の使用について、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得ておくものとする。

なお、輸送拠点の選定に当たっては、常設ヘリポート又は臨時ヘリポートの位置を考慮するものと する。

2 ヘリポートの確保

大規模災害時には陸路の寸断が予想され、この場合はヘリコプターによる患者の搬送、救援物資の輸送等が効果的である。

このため、村は、県(消防保安課ほか)と連携して、臨時ヘリポートとして利用可能な施設を把握するとともに、災害時におけるこれらの施設の使用について、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得ておくものとする。

また、常設へリポート及び臨時へリポートが災害時に有効に利用できるよう、これらの所在地を関係機関及び住民等に周知するものとする。

3 道路の応急復旧体制等の整備

- (1) 道路管理者は、それぞれが管理する道路について、事前に交通障害の防止又は軽減の措置に努め、発災後速やかに道路の啓開が行えるよう、動員体制及び資機材等を整備しておくものとする。
- (2) (1)については、緊急輸送道路を優先して実施するものとする。
- (3) 道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結に努めるものとする。また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。

≪関係資料≫資料編:9-2 緊急輸送道路指定路線一覧表

10-1 ヘリポート適地一覧表

第12節 避難収容活動体制の整備

1 避難場所及び避難所

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

村は、公民館、学校等公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。

(2) 指定緊急避難場所の指定基準

村は、指定緊急避難場所について、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全 区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難 者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所 の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。

(3) 指定避難所の指定基準

村は、指定避難所について、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

(4) 学校を避難所として指定する場合の配慮

村は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

(5) 避難所における生活環境の確保

ア 村は、指定避難所の施設については、必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つために、 換気、照明等の設備の整備に努めるものとする。

イ 村は、指定避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、 衛星携帯電話などの通信機器等避難生活に必要な施設・設備の整備に努めるものとする。 また、テレビ、ラジオ等、被災者が災害情報を入手する手段としての機器の整備を図ると ともに、空調、洋式トイレなど要配慮者に配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備 に努めるものとする。

加えて、指定避難所における備蓄のためのスペース整備等を進めるものとする。

(6) 物資の備蓄

村は、指定避難所又はその近傍で、食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具 (LPガス やカセットコンロ等の熱源を含む。)、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努めるものとする。 村は、避難所の運営管理のために必要な知識の住民への普及に努めるものとする。

(7) 運営管理に必要な知識の普及

村は、避難所の運営管理のために必要な知識の住民への普及に努めるものとする。

(8) 福祉避難所

村は、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

2 応急仮設住宅等

(1) 資機材の調達・供給体制の整備

村は、県(建築課ほか)と連携して、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。

(2) 用地供給体制の整備

村は、県(建築課ほか)と連携して、応急仮設住宅の建設に要する用地に関し、災害危険箇所等に配慮しつつ建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

(3) 学校の教育活動への配慮

村は、県(建築課ほか)と連携して、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

(4) 住居のあっせん及び民間賃貸住宅の借り上げ

村は、県(住宅政策課ほか)と連携して、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。また、民間賃貸住宅借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくものとする。

第 13 節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備

1 備蓄計画

- (1) 村は、県(危機管理室ほか)と連携して、災害時に必要とされる食料、飲料水、生活必需品及び関連資機材の備蓄を推進するものとする。
- (2) 備蓄に当たっては、物資の性格に応じ、集中備蓄及び避難所の位置を勘案した分散備蓄を組み合わせて行い、備蓄拠点を設置するなどの整備に努めるものとする。
- (3) 備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、円滑な緊急輸送が行われるよう配慮する ものとする。
- (4) 村は、県(危機管理室ほか)と連携して、各家庭において最低3日分の非常用の飲料水、食料等を備蓄するよう、住民に対し啓発を行うものとし、住民はこれらの備蓄に努めるものとする。
- (5) 備蓄品目は、乳幼児、高齢者、病弱者等の要配慮者の特性にも配慮して決める。特に、食料については、通常の食事を摂取できない要配慮者等への配慮に努める(アレルギー対応の食料、粉ミルクやお粥等)。
- (6) 備蓄品目は、男女のニーズの違いにも配慮して決める。

2 調達計画

村は、県(危機管理室・衛生食品課・蚕糸園芸課・ぐんまブランド推進課・産業政策課・商政課ほか)と連携し、災害時に必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料及び関連資機材の調達について、一般事業者等の協力を得てあらかじめ調達体制を構築しておくものとする。

≪関係資料≫資料編:11-1 主要備蓄物資一覧表

第 14 節 広報・広聴体制の整備

1 広報体制の整備

村は、県(広報課ほか)及びライフライン事業者等と連携して、災害関連情報の広報が迅速かつ的確 に行えるよう、次のとおり広報体制の整備を図るものとする。

- ア 広報事務の担当部署をあらかじめ定めておく。
- イ 広報する事項をあらかじめ想定しておく。

例)

気象·水象状況

被害状況

二次災害の危険性

応急対策の実施状況

住民、関係団体等に対する協力要請

避難の勧告又は指示の内容

避難場所及び避難所の名称・所在地・対象地区 住民の安否

避難時の注意事項

受診可能な医療機関・救護所の所在地

交通規制の状況

交通機関の運行状況

ライフライン・交通機関の復旧見通し

食料・飲料水、生活必需品の配給日時・場所

各種相談窓口

ウ 広報媒体をあらかじめ想定しておく。

テレビ、ラジオ、同報系無線(戸別受信機)、広報車、航空機、インターネット、新聞、チラシ、 掲示版、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ソーシャルメディア等

エ 広報媒体の整備を図る。

例)

広報車、同報系無線(戸別受信機)、携帯電話

オ 災害時における報道要請及びその受入れについて、報道機関との間で協定を締結するなど して協力体制を構築する。

2 広聴体制の整備

村は、県(広報課ほか)、ライフライン事業者及びその他防災関係機関と連携して、住民等からの問 い合わせ等に的確に対応できるよう、広聴体制の整備を図るものとする。

第15節 二次災害の予防

1 被災宅地危険度判定士の確保

村は、県(建築課ほか)と連携して、被災宅地危険度判定のための資機材の備蓄を行うものとする。なお、被災宅地危険度判定については、県が養成・登録の施策を推進する被災宅地危険度判定士による。

第 16 節 複合災害対策

1 複合災害への備え

村は、県及びその他の防災関係機関と連携して、複合災害(同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象)の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

2 複合災害時の災害予防体制の整備

村は、県及びその他の防災関係機関と連携して、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意する。また、外部からの支援を早期に要請することも考慮するものとする。

3 複合災害を想定した訓練の実施

村は、県及びその他の防災関係機関と連携して、様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。

第17節 防災訓練の実施

1 総合防災訓練の実施

村は、地域における第1次的な防災機関として災害応急対策の円滑な実施を確保するため、他の防災関係機関、民間企業及び自主防災組織、住民の協力を得て、総合的な訓練を実施するものとする。

2 個別防災訓練の実施

村等の防災関係機関は、それぞれの防災上の責務に応じ、次に例示するような訓練を適宜実施するものとする。

- ア 非常招集訓練
- イ 消防訓練
- ウ 避難訓練
- 工 水防訓練
- 才 非常通信訓練
- カ 応急復旧訓練

3 広域的な訓練の実施

村は、県と連携して、災害応急対策の相互応援が円滑に行えるよう、防災訓練の実施に当たっては、他の市町村及び都県が参加する広域的な訓練を積極的に盛り込むものとする。

4 図上訓練の実施

村は、県及びその他防災関係機関と連携して、関係職員の状況判断能力等の災害対応能力の向上を 図るため「図上訓練」を適宜実施するものとする。

5 実践的な訓練の実施と事後評価

- (1) 村は、県及びその他防災関係機関と連携して、訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。
- (2) 村は、県及びその他防災関係機関と連携して、防災訓練の実施後には事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

第3章 村民等の防災活動の促進

災害から住民の生命、身体及び財産を守ることは、村に課せられた使命といえるが、同時に自らの安全は自らが守ることも防災の基本である。住民は、その自覚を持ち、食料・飲料水の備蓄など、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの安全を守るように行動することが重要である。

また発災時には行政が本格的に対応を行うまでの間にある程度の時間が必要であること、通信、交通 等の混乱により、被災地における活動が一時的に不可能となることも予想される。

このため、住民には、災害時に、近隣の負傷者・避難行動要支援者を救出・救助する、村が行う防災活動に協力するなど防災に寄与することが求められる。

したがって、村は、県及びその他の防災関係機関と連携して、時機に応じた重点課題を設定する実施 方針を定め、住民に対する防災思想の普及、徹底に努める必要がある。

第1節 災害被害を軽減する村民運動の展開

災害から安全・安心を得るためには、公助、自助、共助の取組が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う村民運動を展開する必要がある。

1 防災(減災)活動へのより広い層の参加

- (1) 地域に根ざした団体における身近な防災への取組
 - ・地域の祭りやスポーツイベント等に防災コーナーを設置など
- (2) 予防的な取組を加味した防災訓練の工夫
 - ・ハザードマップの確認や家具の固定など
- (3) 地域における耐震補強の面的な広がりの推進
- (4) 防災教育の充実
 - ・学校教育の充実
 - ・公民館の防災講座の開催など
- (5) トップから一人ひとりまでの参加者への動機づけ

2 正しい知識を魅力的な形でわかりやすく提供

- (1) 多様な媒体の活用による防災教育メニューの充実
- (2) 災害をイメージする能力を高めるための質の高い防災教育コンテンツの充実
 - ・実写やシミュレーション映像の活用
 - ・過去の災害体験談の収集、活用
 - ・郷土の災害史の継承(石碑やモニュメントの活用等)

- ・防災教育素材のユニバーサルデザイン化や多言語化など
- (3) 災害のリスクや対策等に関する情報の作成、公開、周知の徹底

3 企業や家庭等における安全への投資の促進

- (1) 企業や家庭等における安全への投資の促進
- (2) 集客施設における防災意識の醸成
- (3) 事業継続計画 (BCP) への取組の促進

4 より幅広い連携の促進

- (1) 企業と地域社会の連携
- (2) 国、大学、学校、企業等の様々な主体が連携した地域における防災教育の推進
- (3) 災害に関する情報のワンストップサービス
- (4) 防災ボランティアの地域社会との積極的連携

5 村民一人ひとり、各界各層における具体的行動の継続的実践

- (1) 村民運動の継続的な推進、枠組みの形成
- (2) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作りの促進
- (3) 防災活動の優良な実践例の表彰
- (4) 人材育成のためのプログラム開発
- (5) インセンティブの拡大の検討

第2節 防災思想の普及

1 防災知識の普及

村は、県(危機管理室ほか)、警察機関及び消防機関と連携して、防災週間、水防月間、防災関連行事等を通じ、住民に対し、以下の事項の周知、徹底を図るものとする。

- (1) 風水害及び雪害の危険性
- (2) 家庭防災会議の開催

災害への対応について、日頃から家族で話合いをしておく。

ア 災害が起きたとき又は災害の発生が切迫したときの各自の役割 (誰が何を持ち出すか、避難行動要支援者の避難は誰が責任を持つか。)

- イ 家族間の連絡方法
- ウ 避難場所、避難所及び避難路の確認

(避難時の周囲の状況等により、あらかじめ決めておいた避難場所まで移動することが危険だと判断されるような場合は、近隣のより安全な場所や建物へ移動したり、それさえ危険な場合は屋内に留まることも考える。)

- エ 安全な避難経路の確認
- オ 非常持ち出し品のチェック
- カ 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等要配慮者の避難方法
- キ 気象情報、避難準備(要配慮者避難)情報、避難勧告、避難指示等避難情報の入手方法
- ク 愛玩動物との同行避難や避難所での飼養についての準備
- (3) 非常持ち出し品の準備
 - ア 3日分の食料、飲料水の家庭内備蓄(乾パン、缶詰、飲料水等の保存食料・飲料)
 - 一貴重品(現金、権利証書、預貯金通帳、免許証、印鑑、健康保険証等)
 - ウ 持病薬、お薬手帳、応急医薬品等(消毒薬、目薬、胃腸薬、救急絆創膏、常備薬、三角巾、 携帯トイレ、トイレットペーパー等)
 - エ 携帯ラジオ
 - オ 照明器具 (懐中電灯(電池は多めに))、ろうそく(マッチ、ライター))
 - カ 衣類(下着、上着、タオル等)
- (4) 避難時の留意事項
 - ア 崖や川べりに近づかない。
 - イ 避難方法

携行品は必要な物のみにして、背負うようにする。

山ぎわや急傾斜地域では、山崩れ、がけ崩れが起こり易いので、すばやく判断し避難する。

ウ 応急救護

対応可能なケガは、互いに協力し合って応急救護を行う。

エ 避難協力

自力での避難が困難な人がいたら、地域の人々が協力し合って避難に協力する。

(5) 正しい情報の入手

アラジオやテレビの情報に注意して、デマに惑わされない。

イ 村役場、消防署、警察署等からの情報には絶えず注意する。

(6) 電話に関する留意事項

- ア 不要不急な電話はかけない。特に消防署等に対する災害情報の問い合わせ等は、消防活動 に支障を来すので控える。
- イ 輻そう等により電話がつながりづらくなったときは、NTTが提供する「災害用伝言ダイヤル(171)」及び携帯電話会社等が提供する「災害用伝言板」を利用する。

2 学校教育による防災知識の普及

村は、県(学事法制課・教育委員会ほか)と連携して、学校教育を通じて災害に対する知識の普及を図るとともに、避難訓練を実施するなど、児童、生徒の防災意識の高揚を図るものとする。

3 防災知識の普及啓発資料の作成・配布等

村は、県(危機管理室・河川課ほか)と連携して、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう、ハザードマップ、防災マップ、災害時の行動マニュアル等を分かり易く作成し、住民等に配布するとともに研修を実施する等防災知識の普及啓発に努めるものとする。

4 防災訓練の実施指導

村は、県(危機管理室・学事法制課・教育委員会ほか)、警察機関及び消防機関と連携して、地域、職場、学校等において定期的な防災訓練を行うよう指導し、消防団員による巡回指導や、自主防災組織の結成、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

5 要配慮者等への配慮

防災知識の普及及び訓練の実施に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

6 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立

被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮した防災を進めるため、防災の現場及び 防災の方針等検討過程における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確 立するよう努める。

7 疑似体験装置等の活用

防災知識の普及に当たっては、疑似体験装置等訴求効果の高いものを活用するよう努めるものとする。

8 職員に対する防災教育

村は、災害時における適正な判断力を養い、防災活動を的確に実施できるよう災害対応マニュアル

の作成や研修会、講習会等を実施する。

- (1) 防災計画の内容周知
- (2) 自然災害の基礎知識
- (3) 災害時の応急対策の内容
- (4) 発災時における個人の具体的役割と行動
- (5) 災害用備蓄資機材の保管場所、使用方法の周知

第3節 村民の防災活動の環境整備

1 消防団、水防団、水防協力団体、自主防災組織の育成強化

(1) 消防団の育成強化

村は、県(消防保安課ほか)と連携して、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の充実、青年層・女性層の団員への参加促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図るものとする。

(2) 水防団、水防協力団体の育成強化

村は、県(河川課ほか)と連携して、水防団及び水防協力団体の研修・訓練や災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図るものとする。また、青年層・女性層の団員への参加促進等水防団の活性化を推進するとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図るものとする。

(3) 自主防災組織の育成強化

村は、県(危機管理室ほか)と連携して、自主防災組織の組織率 100%を目指し、次により、その育成強化を図るものとする。

- ア 自主防災組織の結成、自主防災リーダーの育成、防災活動に必要な資機材の整備等の助成 等に努める。
- イ 青年層・女性層の自主防災組織への参加及び自主防災リーダーとしての育成の促進に努める。

2 災害時救援ボランティア活動の環境整備

村は、県と連携して、災害時における救援ボランティアの果たす役割の重要性を認識し、災害時に備えたボランティアネットワークの形成等に努め、災害時に対応できる体制の整備を促進するとともに、専門分野における行政とボランティアの連携体制を確立するものとする。

(1) 災害時救援ボランティア活動の啓発

村は、県と連携して、広報紙、パンフレット等を活用し、災害時における救援ボランティア活動の啓発に努める。

(2) ボランティアネットワークの形成による体制づくり

村は、県(県民生活課ほか)と連携して、災害時の被災現地における一般ボランティアの受入れ

やコーディネート等で重要な役割を担うボランティア団体や日本赤十字社、社会福祉協議会等のボランティア支援機関による連絡会議「災害時救援ボランティア連絡会議」を設置し、ボランティアの自主性を尊重しつつ、災害時におけるボランティア活動が効果的に展開されるよう、ボランティアコーディネーターの養成やボランティアの受入れ、調整等ができる体制づくりを推進する。

(3) 各領域における専門ボランティアとの連携

村は、県の関係各課と連携して、通信や建物危険度判定、外国語等の専門分野において平常時の登録や研修制度についても検討しつつ、専門ボランティア等との災害時の連携体制を確立する。

3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- (1) 村内の一定の地区内の住民及び村に事業所を有する事業者は、村における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、村における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として嬬恋村防災会議に提案するなど、村と連携して防災活動を行うこととする。
- (2) 地域における防災対策は、行政区単位等で「自分たちの地区は自分たちで守る」との意識のもとに結成された自主防災組織により協働して実施することが効果的である。このため自主防災組織は、地域の防災は自らの手で担う意欲を持って活動の充実強化を図るものとする。
- (3) 村は、嬬恋村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう村内の一定の地区内の住民及び村に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、嬬恋村地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第4章 要配慮者対策

第1節 要配慮者対策

近年の高齢化、国際化等社会情勢の変化、核家族化等による家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人などの要配慮者が被害を受ける可能性が高まっている。

このため、村は、県、防災関係機関及び要配慮者利用施設の管理者と連携して、平素より要配慮者の 安全を確保するための対策を行うものとする。

<用語の定義>

本計画で使用している「要配慮者」及び「避難行動要支援者」の定義は次のとおりとする。

要配慮者	高齢者、障害者、乳幼児その他の災害時特に配慮を要する者
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者

1 避難行動要支援者名簿の作成及び更新

- (1) 村は、内閣府(防災担当)作成の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考 にして、嬬恋村地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行 うための措置について定めるものとする。
- (2) 村は、嬬恋村地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より 避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、 避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要 とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとする。

2 避難行動要支援者名簿の提供及び緊急連絡体制の整備

- (1) 村は、避難支援等に携わる関係者として嬬恋村地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。
- (2) 村は、避難行動要支援者が災害発生のおそれがある時や災害発生時に迅速・的確な行動がとれるよう、地域の避難行動要支援者の実態に合わせ、家族や地域の協力のもとに避難行動要支援者ごとに担当者を配置するなど、きめ細やかな緊急連絡体制の確立を図る。

また、村は、県及び福祉関係者等と連携して、避難行動要支援者の特性に応じた情報伝達機器

の整備・導入について推進に努める。

3 避難体制の強化

村は、避難行動要支援者の避難に関して、以下の点に留意して内閣府(防災担当)作成の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にして、「避難支援プラン」の作成や要配慮者が必要な生活支援や相談等が受けられるよう特別な配慮を行う福祉避難所の指定・整備を行うなど地域の実情に応じた避難行動要支援者等の避難支援体制の整備に取り組む。

(1) 避難勧告等の伝達体制の整備

村長が発令する避難準備(要配慮者避難)情報、避難の勧告又は指示が避難行動要支援者ごとの特性に応じ、迅速・正確に伝達できる手段・方法を事前に定めておく。

(2) 避難誘導体制の整備

避難行動要支援者が避難するに当たっては、介助が必要であることから、避難誘導員をはじめ、 自主防災組織等地域ぐるみの避難誘導の方法を具体的に定めておく。

(3) 緊急避難場所から避難所への移送

村は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努めるものとする。

(4) 避難行動要支援者が参加する防災訓練の実施

災害時に避難行動要支援者の避難誘導が適切に実施されるよう避難行動要支援者が参加する 防災訓練を実施するよう努める。

(5) 福祉避難所の指定・整備

福祉避難所をあらかじめ指定し、整備するように努める。

福祉避難所の指定に当たっては、民間の社会福祉施設等との協定締結なども検討し、指定数の確保及び福祉避難所の運営支援体制の確立に努める。また、整備に当たっては、可能な限り、要配慮者ごとの特性に応じた対応をとれるよう資機材や人的支援体制等の整備に努める。

(6) 福祉避難所の設置・運営訓練

災害時に福祉避難所の設置・運営に係る取組事項が円滑に実施されるよう、福祉避難所指定施 設の管理者等の協力を得て、福祉避難所の設置・運営訓練を実施するよう努める。

4 環境整備

村は、県と連携して、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等が安全に避難できるよう歩道の 拡幅、段差の解消、点字案内板及び外国語を附記した避難所案内板の設置を行うなど、環境整備に努 める。

5 人材の確保

村は、県と連携して、要配慮者の支援にあたり、福祉避難所などにおける介助者等の確保を図るため、平常時からヘルパー、手話通訳者、外国語通訳者等の広域的なネットワーク化に努める。

6 要配慮者利用施設管理者との連携

(1) 要配慮者利用施設

この章において、要配慮者利用施設とは、次表に掲げる施設をいう。

施設の種類

①児童福祉施設

【児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)第7条に基づく施設】 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児 童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター

②介護保険等施設

【老人福祉法(昭和38年7月11日法律第133号)及び介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)に 基づく施設】

老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、有料老人ホーム、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、介護療養型医療施設、介護老人保健施設、通所リハビリ施設

③障害福祉サービス事業所

【障害者自立支援法(平成17年11月7日法律第123号)第5条第1項に基づく事業所(附則第20条第1項に基づく旧法指定施設を含む。)】

療養介護、生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助

④障害者支援施設

【障害者自立支援法(平成 17 年 11 月 7 日法律第 123 号)第 5 条第 12 項に基づく施設】 施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の障害福祉サービスを行う施設

⑤障害者関係施設

【障害者自立支援法(平成 17 年 11 月 7 日法律第 123 号)第 5 条第 21 項、第 22 項に基づく施設】 地域活動支援センター、福祉ホーム

⑥身体障害者社会参加支援施設

【身体障害者福祉法(昭和24年12月26日法律第283号)第5条第1号に基づく施設】 身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設

⑦医療提供施設

【医療法(昭和23年7月30日法律第205号)第1条の2第2号に基づく施設】 病院、診療所

⑧幼稚園 【学校教育法(昭和 22 年 3 月 31 日法律第 26 号)第 22 条に基づく幼稚園】

⑨その他

- ア【生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)第38条第2、3、4号に基づく施設】 救護施設、更生施設、医療保護施設
- イ【学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)第72条に基づく施設】 特別支援学校
- ウ【その他実質的に要配慮者が利用する施設】

(2) 村及び県の支援

- ア 村は、県と連携して、要配慮者利用施設の立地環境による災害危険性(洪水、土石流、急 傾斜、地すべり、雪崩等)を把握し、当該情報を要配慮者利用施設に提供するものとする。
- イ 村は、要配慮者利用施設との緊急連絡体制を整備する。
- ウ 村は、要配慮者利用施設に避難勧告等の避難情報を提供するとともに、そのための伝達体制を整備する。
- エ 村は、要配慮者利用施設に防災気象情報の提供を行う。

7 消防機関及び警察機関の支援

村は、消防機関及び警察機関と相互に連携して、避難行動要支援者の避難体制の整備について、次の支援を行うものとする。

- ア 緊急時における消防機関・警察機関と避難行動要支援者との連絡体制の整備
- イ 避難誘導、救出等に対する支援体制の整備(地域住民や自主防災組織の協力を含む。)
- ウ 避難行動要支援者への防災教育・啓発への協力

8 地域住民及び自主防災組織の支援

地域住民及び自主防災組織は、避難行動要支援者の避難誘導、救出等の体制の整備に協力するものとする。

9 防災教育及び啓発

村は、県と連携して、要配慮者及びその家族に対し、防災パンフレット(外国語を附記した)等の配布や地域の防災訓練等への積極的な参加の呼びかけを行うなど、災害発生時にとるべき行動等、防災に対する理解を深めるよう啓発に努める。

第5章 その他の災害予防

第1節 孤立化集落対策

大規模な土砂災害等による道路や通信の途絶による孤立化するおそれのある集落については、事前に 集落の状況を把握し、通信連絡手段の確保や道路危険箇所の補強等の防止策を検討しておく必要がある。

1 孤立化のおそれのある集落の把握

村は、道路の状況や通信手段の状況から孤立化が予測される集落について、事前に把握するとともに、県、消防、警察等関係機関との当該情報の共有化が常に図られるよう努めるものとする。

なお、孤立化のおそれのある集落は、次の事項を参考に想定する。

- ア 集落につながる道路等において迂回路がない。
- イ 集落につながる道路において落石、がけ崩れ及び雪崩の発生が予測される道路危険箇所が 多数存在し、交通の途絶の可能性が高い。
- ウ 集落につながる道路においてトンネルや橋梁の耐震化がなされておらず、交通途絶の可能 性が高い。
- エ 地すべり等土砂災害危険箇所及び雪崩危険箇所が孤立化のおそれがある集落に通じる道路 に隣接して存在し、交通途絶の可能性が高い。
- オ 架空線の断絶等によって、通信手段が途絶する可能性が高い。
- カ 一般加入電話以外の多様な通信手段が確保されていない。

2 孤立化の未然防止対策

(1) 村

- ア 孤立化のおそれのある集落においては、集落の代表者(行政区長、消防団員等)を災害時の 連絡担当者として予め決めておくなどして、災害時の情報連絡体制を整備する。
 - また、自主防災組織を育成、強化して集落内の防災力の向上に努める。
- イ 集落内に学校や駐在所等の公共機関及び通信会社や電力会社等の防災関係機関がある場合 には、それらの持つ連絡手段について事前に確認するとともに、災害時における活用につ いて調整をしておく。
- ウ アマチュア無線を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう、日頃から関係者との連 携に努める。
- エ 停電時でも、防災行政無線の使用が可能となるよう、非常用電源設備の整備を行う。
- オ 孤立化のおそれのある集落においては、一般加入電話を災害時優先電話に指定するととも に、衛星携帯電話を配置する。
- カ 孤立化のおそれのある集落においては、救助や物資投下のための緊急ヘリポート用地を確

保しておく。

キ 孤立化の可能性に応じて、水、食料等の生活物質、負傷者発生に備えた医薬品、救出用具、 簡易トイレ等の備蓄を確保する。この際、自主防災組織及び個々の世帯レベルでの備蓄も 積極的に行う。

また、備蓄量に応じた倉庫の確保・拡充を進める。

ク 孤立化するおそれのある集落に通じる道路の災害危険箇所の防災工事に計画的に取り組む。

3 災害時における孤立化集落対策指針

孤立化集落対策については、この計画に定めるほか、事前対策から孤立化解消までの具体的な対策 を定めた「災害時における孤立化集落対策指針」(資料編 18-1)によるものとする。

≪関係資料≫資料編:18-1 災害時における孤立化集落対策指針

第2節 罹災証明書の発行体制の整備

1 罹災証明書の発行体制の整備

- (1) 村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害調査担当者の育成、他の 地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要 な業務の実施体制の整備に努めるものとする。
- (2) 村は、県(危機管理室ほか)が開催する住家被害の調査の担当者のための研修会への参加等により、災害時の住家被害の調査の迅速化に協力するものとする。

第2部 災害応急対策

災害応急対策の実施に当たっては、住民に最も身近な行政主体として、第1次的には村が当たり、県は、村を支援するとともに広域にわたり総合的な処理を必要とする対策に当たる。

また、村の対応能力を超えるような大規模災害の場合には、県及び国が積極的に災害応急対策を支援することとなっている。

災害応急対策としては、まず災害発生直前の警報等の伝達、水防等の災害未然防止活動、避難誘導等の対策があり、発生後は機動的な初動調査の実施等被害状況の把握、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、被害の拡大の防止、二次災害の防止、人命の救助・救急・医療活動を進めることとなる。さらに、応急収容、必要な生活支援(食料、水等の供給)を行う。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供を行っていくこととなる。この他広域的な人的・物的支援を円滑に受け入れることも重要である。

なお、本計画では標準的な対策を記述しているので、実際の活動に当たっては、当該災害の態様、規模等に応じ、本計画の内容を選択又は補足する必要がある。

第1章 災害発生直前の対策

風水害及び雪害については、気象・水象情報の分析により災害の危険性をある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等災害発生直前の対策が極めて重要である。

第1節 警報等の伝達

1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報

(1) 特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準

前橋地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報の種類及び概要は、次表のとおりとする。 なお、発表基準は、別途資料(資料編4-1-2)に示す。

特別警報・	警報・注意報の種類	概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが 著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて 「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれにつ いても警戒を呼びかける。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに 発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水 害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項 が明記される。
	洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに 発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに 発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれが あると予想されたときに発表される。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたとき に発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視 程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。

同上(注意報)	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表 される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに 発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した 場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに 発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに 発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こ るおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに 発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こ るおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

- (注) ア 特別警報・警報・注意報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな 特別警報・警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の特別警報・警報・注意報は自 動的に解除されて、新たな特別警報・警報・注意報に切り替えられる。
 - イ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行う。
 - ウ 地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報(土砂災害)」として発表する。

(2) 特別警報・警報・注意報の発表区域

特別警報・警報・注意報の発表単位は市町村とする。なお、大雨などの特別警報・警報・注意報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。



放送寺に	用いられる印画科	をよとめに地域の名称	二次細分区域
府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	(市町村)
群馬県	北部	吾妻地域	嬬恋村、中之条町、長野原町、草津町、高山村、 東吾妻町

2 気象業務法に基づく府県気象情報等

(1) 群馬県県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・ 警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

(2) 記錄的短時間大雨情報

群馬県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として前橋地方気象台が発表する(1時間に100mm以上の猛烈な雨を観測・解析した場合)。

(3) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、群馬県内に雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、前橋地方気象台が群馬県を対象に発表する。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を、前橋地方気象台が群馬県を対

象に発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

3 消防法に基づく火災気象通報

- (1) 前橋地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第 22 条第 1 項の規定に基づき当該状況を県(危機管理室ほか)に通報するものとする。
- (2) 火災気象通報は、天気予報等の発表区域に従い、群馬県南部、群馬県北部の2区域により行う ものとする。
- (3) 火災気象通報は、次のいずれかの条件に該当したときに行うものとする。
 - ア 実効湿度が 50%以下で最小湿度が 25%以下になる見込みのとき。(乾燥注意報の発表基準 と同じ。)
 - イ 平均風速が 13m/s 以上になる見込みのとき。(強風注意報の発表基準と同じ。ただし降雨、 降雪中又はまもなく降り出すと予想されるときは通報しないことがある。)
 - ウ 実効湿度が 60%以下で最小湿度が 35%以下になり、平均風速が 8 m/s 以上になる見込みのとき。

4 消防法に基づく火災警報

村は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第3項の規定に基づき、必要に応じ火災警報を発するものとする。

5 水防法に基づく洪水予報・水防警報

(群馬県水防計画の定めるところによる。)

6 気象業務法、災害対策基本法に基づく土砂災害警戒情報

- (1) 群馬県県土整備部砂防課と前橋地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報(土砂災害)が発表されているときは、避難勧告等の対象地区の範囲が十分であるかどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難勧告の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。
- (2) 土砂災害警戒情報の発表は、市町村単位で行う。
- (3) 土砂災害警戒情報は、大雨警報の伝達先と同じ関係機関に伝達する。
- (4) 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害の危険度を、降雨に基づいて判定し、発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用に当たっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものでないことに留意する。そのため、市町村長が行う避難勧告等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、周辺の渓流・斜

面の状況(土砂災害の前兆現象等)や気象状況等も合わせて総合的に判断する必要がある。

7 水防活動用警報等

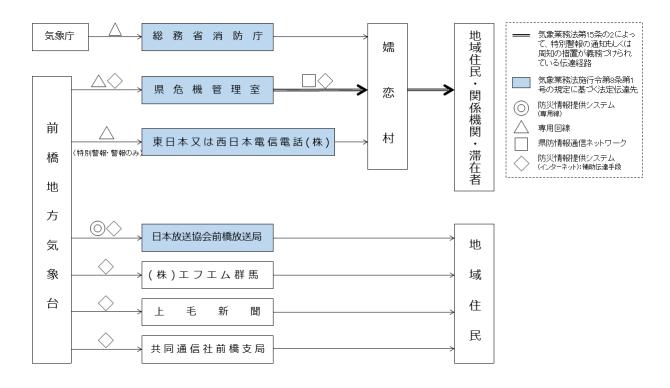
前橋地方気象台長は、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるときは、その状況を関東地方整備局長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

発表する警報、注意報の種類及び概要は次のとおりであり、水防活動の利用に適合する(水防活動用)警報及び注意報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する特別警報、警報及び注意報をもって代える。

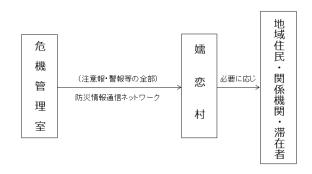
水防活動の利用に適合 する警報・注意報	一般の利用に適合 する警報・注意報	概要								
水防活動用 気象警報	大雨警報又は大雨 特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある(又は著しく大きい)と予想されたときに発表される。								
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が 発生するおそれがあると予想されたときに発表される。								
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたと きに発表される。								
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。								

8 気象警報・注意報等の伝達系統

(1) 前橋地方気象台からの伝達系統及び伝達手段 前橋地方気象台からの気象情報の伝達系統及び伝達手段は、次図のとおりとする。



(2) 県危機管理室からの通報伝達系統(詳細)



9 住民等に対する気象情報の周知

村は、県から注意報又は警報等の伝達を受けたときは、災害が発生する危険性が高い地域の住民等に対し、防災行政無線、広報車、サイレン等の方法により、速やかに周知するものとする。その際、高齢者、障害者、外国人等要配慮者に確実に伝達するよう配慮するものとする。なお、村及び県が、大雨、暴風、大雪、暴風雪等の特別警報の伝達を受けたときは、県は直ちに村に通知し、村は直ちに住民等に周知するものとする。

≪関係資料≫資料編: 4-1-1 気象台の観測所4-1-2 警報・注意報基準

第2節 避難誘導

1 避難の勧告・指示等

- (1) 避難準備(要配慮者避難)情報・避難の勧告・指示の実施
 - ア 村長は、住民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに避 難準備(要配慮者避難)情報・避難の勧告又は指示を行うものとする。
 - イ 村長は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴 う場合等やむを得ないときは、住民等に対し、屋内での待避等の安全確保措置を指示する ものとする。
 - ウ 村長のほか法令に基づき避難の勧告又は指示を行う権限を有する者は、住民の生命、身体 又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに避難の勧告又は指示を行うも のとする。
 - エ 避難準備(要配慮者避難)情報、避難の勧告又は指示に係る「発令者」、「措置」及び「発 令する場合」は、次表のとおりである。
 - オ 指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、村から求めがあった場合には、避難指示又は 避難勧告の対象地域、判断時期等について助言するものとする。

	発 令 者	措置	発令する場合						
避難準	村長	・要配慮者の避難開始 ・一般住民の避難準備	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、基準を参考に特に必要があると認められるとき。						
備	の土壌雨量指数基準に到達」 2:数時間後に避難経路等の事前:	する場合 通行規制等の基準値に達す 生意報の中で、夜間〜翌日	早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能						
避難勧告	村長又は知事 (災害対策基本法第 60 条)	・立退きの勧告 ・立退き先の指示 ・屋内安全確保の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、基準を参考に特に必要があると認められるとき。 知事は、村長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。						
	基準に到達」する場合	され、かつ土砂災害に関す されている状況で、記録的	するメッシュ情報の「予想で土砂災害警戒情報の 内短時間大雨情報が発表された場合 k量の変化等)が発見された場合						
避難指	知事及びその命を受けた職員 又は水防管理者 (水防法第29条)	・立退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると 認められるとき。						
示	知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第 25 条)	・立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。						
	村長又は知事 (災害対策基本法第60条)	・立退きの指示・立退き先の指示・屋内安全確保の指示	(避難の勧告と同じ)						
	警察官 (災害対策基本法第 61 条)	・立退きの指示・立退き先の指示	村長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は村長から要求があったとき。						
	(警察官職務執行法第4条)	・避難の指示	天災、事変、工作物の損壊等により、人 の生命、身体、財産が危険又は重大な損 害を被る事態において、特に急を要する とき。						
	自衛官 (自衛隊法第 94 条)	・避難の指示	天災、事変、工作物の損壊等により、人 の生命、身体、財産が危険又は重大な損 害を被る事態において、特に急を要する 場合で、警察官がその場にいないとき。						
	「基準〕								

[基準]

- 1:土砂災害警戒情報が発表され、かつ土砂災害に関するメッシュ情報の「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」した場合
- 2: 土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合
- 3:土砂災害が発生した場合
- 4:山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合
- 5:避難勧告等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要がある場合

(2) 明示する事項

避難準備(要配慮者避難)情報・避難の勧告又は指示を行う際に明示する事項は、次のとおりとする。

- ア 避難対象地域
- イ 避難を必要とする理由
- ウ 避難先(屋内安全確保を含む。)
- 工 避難経路
- オ 避難時の注意事項(災害危険箇所の存在等)

(3) 伝達方法

避難準備(要配慮者避難)情報・避難の勧告又は指示は、防災行政無線、サイレン、広報車、 テレビ・ラジオ放送等の伝達手段を複合的に活用し、対象住民に迅速かつ的確に伝達するものと する。また、伝達に当たっては、危険の切迫性に応じて伝達文の内容を工夫するなど住民の積極 的な避難行動の喚起に努めるものとする。

(4) 村から関係機関への連絡

村は、避難準備(要配慮者避難)情報・避難の勧告又は指示を行ったときは、その内容を速やかに県(吾妻行政県税事務所を経由して危機管理室、吾妻行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接危機管理室)、長野原警察署、吾妻広域消防本部等に連絡するものとする。

(5) 避難準備(要配慮者避難)情報・避難の勧告・指示の解除 村及び県は、避難勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

2 避難誘導

村は、消防機関、警察機関及び自衛隊と相互に連携し、次により避難の誘導を行うものとする。

- (1) 被害の規模、道路・橋梁の状況等を勘案し、もっとも安全と思われる避難経路を選定する。
- (2) 避難経路の要所に誘導員を配置し、避難者の通行を確保する。
- (3) 常に周囲の状況に注意し、避難場所や避難所の状況が悪化した場合は、直ちに再避難の措置を講ずる。

3 要配慮者への配慮

村は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者について、避難の遅れや避難途中での 事故が生じないよう、地域住民や自主防災組織の協力を得て、避難準備(要配慮者避難)情報、避難 の勧告又は指示を確実に伝達するとともに避難の介助及び安全の確保に努めるものとする。

4 警戒区域の設定

(1) 村長による警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、村長は、災害対策基本法第 63 条第1項の規定に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずるものとする。

(2) 警察官による代行措置

(1)の場合において、村長若しくはその委任を受けて村長の職権を行う村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官は災害対策基本法第 63 条第 2 項の規定に基づき当該職権を行うものとする。

(3) 自衛官による代行措置

災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、(1)の場合において、村長その他村長の職権を行う者が現場にいないときは、災害対策基本法第 63 条第3項の規定に基づき当該職権を行うものとする。

(4) 村から関係機関への連絡

村は、警戒区域を設定したときは、その内容を速やかに県(吾妻行政県税事務所を経由して危機管理室、吾妻行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接危機管理室)、長野原警察署、吾妻広域消防本部等に連絡するものとする。

第2章 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

風水害又は雪害が発生した場合、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は、効果的に 応急対策を実施する上で不可欠である。

このため、災害の規模や被害の程度に応じ関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行うこととするが、 この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期 把握を行う必要がある。

第1節 災害情報の収集・連絡

村は、県及びその他防災関係機関と連携して、災害応急対策の内容及び規模を決定するため、被害の 状況及び応急対策の活動状況等に関する情報(以下この節において「災害情報」という。)を迅速に収 集しなければならない。

また、情報の収集に当たっては、村民の生命・身体に係る情報を優先的に収集するものとする。

ところで、情報の錯綜等により各機関の報告内容はそのまま計上できないので、報告する際は、情報源を示して報告する必要がある。

なお、災害発生直後においては、情報の正確性よりも迅速性が優先されるため、情報収集に当たって は概括的な情報を報告することで足りるものとする。

1 災害情報の収集

村は、嬬恋村地域防災計画の定めるところに従い災害情報を収集するものとする。主な情報収集内容は次のとおりである。

人的被害、家屋被害、文教施設、病院、道路・橋梁、河川、清掃施設、ブロック塀、農業・水産業、林業、商業・工業

2 村における災害情報の連絡

村における災害情報の連絡は、次による。

- (1) 災害対策基本法及び消防組織法に基づく報告
 - ア 「災害報告要領」(昭和 45 年 4 月 10 日付け消防防第 246 号消防庁長官通知)及び「火災・ 災害等即報要領」(昭和 59 年 10 月 15 日付け消防災第 267 号消防庁長官通知)の規定に基づ き、被害規模の概括的情報を含め、人的被害、住家被害、応急対策活動状況等の情報を把 握できた範囲から直ちに吾妻行政県税事務所を経由して県危機管理室に報告する。
 - イ この際、吾妻行政県税事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は危機管理室に 直接報告するものとし、いずれにも連絡がつかない場合は消防庁に直接報告する。 なお、吾妻行政県税事務所は、被害の拡大が予想されるときは、職員を村に派遣し、村か

らの連絡に遺漏がないよう配慮する。

- ウ 応援の必要性については、時期を逸することなく連絡する。
- エ 具体的な報告方法は次による。
 - a) 災害概況即報

災害を覚知後30分以内に別記様式1「災害概況即報」により報告する。

b) 被害状況即報

災害概況即報の後、別記様式2「被害状況即報」及び別記様式3「被害状況即報続紙」 により報告する。

報告の頻度は次による。

- ①第1報は、被害状況を確認し次第報告。
- ②第2報以降は、人的被害に変動がある場合は1時間ごとに報告。 人的被害が変動せず、その他の被害に変動がある場合は、3時間ごとに報告。
- ③災害発生から24時間経過後は、被害に変動がある場合に、6時間ごとに報告。
- c) 災害確定報告

応急対策を終了した後、10 日以内に別記様式4「災害確定報告」及び別記様式5「災害確定報告続紙」により報告する。

- d) 記入要領
 - ①被害認定基準は、別表による。
 - ②続紙(別記様式3、別記様式5)の「被害の区分」は、別記様式2「被害状況即報」及び別記様式4「災害確定報告」の区分欄による。
 - ③続紙(別記様式3、別記様式5)の「被害発生地区」は、村内の行政区域による。
 - ④続紙(別記様式3、別記様式5)の「数(名称)」は、別記様式2「被害状況即報」及び別記様式4「災害確定報告」の区分欄に従い、次による。

(2) 災害対策基本法及び消防組織法に基づかない連絡

村は、各行政分野の災害情報を、それぞれの関係法令等に基づき、県の関係課又は関係地域機関その他関係機関に連絡する。

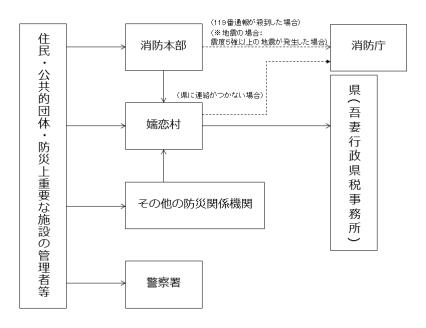
3 消防機関による災害情報の報告

村は、県(危機管理室ほか)と連携して、吾妻広域消防本部が把握した災害情報の報告を受ける。

4 その他の防災関係機関による災害情報の報告

村は、県の関係課・事務所、国の関係事務所等と連携して、その他の防災関係機関が収集した災害情報の報告を受ける。

<情報連絡系統図>



様式1

災害概況即報

報告日時	年	月	目	時	分
報告機関					
報告者名					

消防庁受信者氏名

	災害名	第	報)
--	-----	---	----

	発生場所					発生日時	年	月	日	時	分
災害											
D の											
概											
況											
	死傷者	死 者	人	不明	人	住 家	全壊	棟	一部破	損	棟
被	グロ例行	負傷者	人	計	人	住家	半壊	棟	床上浸	水	棟
害											
の											
状											
況											
	災害対策本 設置状況	部等の	(県)			(市町村)					
応急対策の状況											

(注)第1報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。

(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入すれば足りること。)

様式2

被害状況即報

報	告機関								区	分		被	ζ	害
災	害名	災害	各					ш	流出	・埋没	h a			
• 第				報				田	冠	水	h a			
報	告番号	(月	日	時現在)		lm	流出	・埋没	h a			
報-	告者名							畑	冠	水	h a			
	区	分			被	害		文	教施	ī 設	箇所			
ı	死	者	人					病	j	院	箇所			
人的	行方不	明者	人					道	Ĺ	路	箇所			
被宏	負質	傷	人				そ	梧	りょ	; <u>う</u>	箇所			
害	負傷者軽	. 傷	人					炉	ſ	Ш	箇所			
			棟					砂	;	防	箇所			
	全	壊	世帯				の	清	掃 旄	ī 設	箇所			
			人					崖	崖くずれ		箇所			
	半	壊	棟					銵	道不	、通	箇所			
住			世帯				他	被	害船	台舶	隻			
			人					水		道	戸			
家			棟					電	Ĺ	話	回線			
	一部和	 破損	世帯					電	Ĺ	気	戸			
被			人					カ	ř	ス	戸			
			棟					ブ	コック	塀等	箇所			
害	床上	曼水	世帯											
			人											
			棟				り	災	世帯	数	世帯			
	床下	曼水	世帯				り	災	者	数	人			
			人				 火	建	<u> </u>	物	件			
非住家	公共發	建物	棟				火災発生	危)険	物	件			
家	その	他	棟				生	そ	· 0	他	件			

	区 分		被	害	災				
公	立文教施設	千円			害 対	県			
農	林水産業施設	千円			策 本				
公	共土木施設	千円			部等				
そ	の他の公共施設	千円			の	士			
小	計	千円			· 設 置	町			
公司	共施設被害市町村数 	団体			状 況				
	農産被害	千円				村			
	林 産 被 害	千円							
そ	畜 産 被 害	千円			市災				
の	水 産 被 害	千円			町村名助	· 町村名 助			
他	商工被害	千円			法適				
					用	計			団体
	その他	千円			消防職員	出動	延人数	人	
	被害総額	千円			消防団員	出動	延人数	人	

災害発生場所

災害発生年月日

災害種類概況

備

応急対策の状況

- ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・避難の勧告・指示の状況

考

- ・避難所の設置状況
- ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

[※]被害額は省略することができる

様式3

被害状況即報続紙

市町村名									第	報続紙	月	日	時現在
被害の区分		被	害	発	生	地	区	•		数	(名称)		
応急対策	の実施状況												
救助・救出活	動状況												
避難場所の設													
消火活動状況	_												
その他													

様式4 災害確定報告

報	告機	関							区	分		被	害
災	害。	名					ш	流出	•埋没	h a			
	•			月日時確定			田	冠	水	h a			
確	確定日						[m	流出	・埋没	h a			
報	告者	名						畑	冠	水	h a		
	区分		分		被	害		文	教加	也設	箇所		
人	死	:	者	人				疖	Ī	院	箇所		
的	行え	5不5	明者	人				道	Ì	路	箇所		
被害	負傷者	重	傷	人			そ	橋	∯ りょ	こう	箇所		
音	者	軽	傷	人				加	ſ	JII	箇所		
		全 壊		棟				砂	>	防	箇所		
	全			世帯			0	清	f 掃 邡	拉設	箇所		
				人				崖	± < 5	[†] れ	箇所		
				棟				鈖	き道る	通	箇所		
住	半	<u>.</u>	壊	世帯			他	被	医害用	沿 舶	隻		
				人				办	ξ.	道	戸		
家	家一部破			棟				電	Ì	話	回線		
			損	世帯				電	Ì	気	戸		
被			人					カ	Î	ス	戸		
				棟				ブ	ロック	'塀等	箇所		
害	床	上浸	水	世帯									
				人									
	床下浸			棟			ŋ	災	世書	芦 数	世帯		
			水	世帯			ŋ	災	者	数	人		
				人			 _ _ _ 火	建	<u>-</u>	物	件		
非住家	公	共建		棟			火災発生	危	〕険	物	件		
家	そ	の	他	棟			生	7	· 0	他	件		

区分			被	害	県	友 新				
公立文教施設 千					県災害対策本部	名称				
農林水産業施設 千					策太	設置		月	目	時
公共土木施設 千円					部	廃止		月	目	時
そ	の他の公共施設	千円			災害					
小	計	千円			災害対策本部設置市町村名					
公共	共施設被害市町村数	団体			部設					
	農産被害	千円			市町					
	林 産 被 害	千円			村 名	計				団体
そ	畜 産 被 害	千円			災害					
の	水 産 被 害	千円			災害救助法適用市町村名					
	商工被害	千円			遊用					
他					市町					
					名	計	ı	ſ		団体
	その他	千円			消防職員	出動延人数	人			
	被害総額				消防職員	出動延人数	人			
	災害発生場所									
災害発生年月日										
	災害の概況									
備	消防機関の活動状況	Į.								
	その他(避難の勧告・指示の状況)									
考	考									

様式5

災害確定報告続紙

市町村名		月 日 時確定
被害の区分	被害発生地区	数 (名称)

<被害認定基準(災害概況即報・被害状況即報・災害確定報告)>

1 人的被害

- (1)「死者」とは、当該災害が原因で死亡し死体を確認したもの、又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者。
- (2)「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。
- (3)「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのもの。
- (4)「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月 未満で治療できる見込みのもの。
- (5)重傷者又は軽傷者の区別がつかない場合は、とりあえず「負傷者」として報告する。

2 住家被害

- (1)「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2)「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊(ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。)が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素(ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。
- (3)「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。
- (4)「一部破損」とは、全壊又は半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもの。 ただし、ガラスが数枚破損した程度の極く小さな被害は除く。
- (5)「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの、又は全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないもの。
- (6)「床下浸水」とは、床上浸水に至らない程度に浸水したもの。

3 非住家被害

- (1)「非住家」とは、住家以外の建物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないもの。ただし、これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2)「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物。
- (3)「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物。
- (4) 非住家被害については、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入する。

4 その他

- (1)「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったもの。
- (2)「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水に浸かったもの。
- (3)「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱う。
- (4)「文教施設」とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校における教育の用に供する施設。
- (5)「道路」とは、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを 除いたもの。
- (6)「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋。
- (7)「河川」とは、河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸。
- (8)「砂防」とは、砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸。

- (9)「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設。
- (10)「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害。
- (11)「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの 及び流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたも の。
- (12)「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数。
- (13)「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数。
- (14)「水道」とは、上水道、簡易水道又は小水道で断水した戸数のうち最も多く断水した時点における戸数。
- (15)「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となった戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数。
- (16)「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数。
- (17)「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯。例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱う。また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱う。
- (18)「り災者」とは、り災世帯の構成員。

5 被害金額

- (1)「公立文教施設」とは、公立の文教施設。
- (2)「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和 25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用 施設及び共同利用施設等。
- (3)「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、砂防施設、林地荒廃防止施設及び道路等。
- (4)「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設。
- (5)「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害。
- (6)「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害。
- (7)「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害。
- (8)「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば漁具、漁船等の被害。
- (9)「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等。

第2節 通信手段の確保

1 通信手段の機能確認及び通信施設の復旧

村は、県(危機管理室・管財課ほか)と連携して、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行うものとし、そのための要員を直ちに現場に配置するものとする。

2 緊急情報連絡用回線の設定

村は、県(危機管理室ほか)及び電気通信事業者と連携して、携帯電話等、衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努めるものとする。

3 災害時優先電話の利用

防災関係機関は、災害時の救援、復旧等に必要な重要通信を確保するためにNTT電話サービスであらかじめ登録された災害時優先電話を利用し、通信手段の確保・運用を行うものとする。

≪関係資料≫資料編:5-1 通信ルート

5-2 衛星携帯電話設置場所一覧表

5-3 防災行政無線同報系拡声子局一覧表

5-4 群馬県防災情報通信ネットワーク図

第3章 活動体制の確立

災害の発生を未然に防止し、又は発生する被害を最小限度に食い止めるため、収集・連絡された情報に基づく判断により、防災関係機関は自らの又は他機関と連携をとった応急対策の活動体制を迅速に確立する必要がある。

第1節 災害対策本部の設置

嬬恋村災害対策本部の設置等は、次によるものとする。

1 設置の決定

災害対策本部長(村長)は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災の推進を 図るため必要があると認めるときは、災害対策本部を設置するものとする。

2 設置場所

災害対策本部は、村役場庁舎に設置する。

3 廃止の決定

災害対策本部長(村長)は、災害の危険がなくなり、災害発生後における応急対策が概ね完了したと 認めたときは、災害対策本部の廃止を決定する。

4 設置及び廃止の通知

災害対策本部長(村長)は、災害対策本部を設置したとき、又は廃止したときは、直ちに吾妻広域消防本部、長野原警察署、県(危機管理室、吾妻行政県税事務所ほか)、報道機関その他関係機関に対し、 その旨を通知するものとする。

5 災害対策本部が設置されない場合

村は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害対策本部が設置されないときは、当該災害の態様、規模等に応じた組織体制により、災害応急対策を行うものとする。

≪関係資料≫資料編:1-2 嬬恋村災害対策本部条例

第2節 災害対策本部の組織

1 災害対策本部の組織編成

嬬恋村災害対策本部(以下この節において「災害対策本部」という。)の組織系統は、次図のとおりとする。

_	
本 部	会 議
本部長	村長
副本部長	副村長 教育長
本部員	総務政長長親長民務政課長長課長長課長長祖興民任課長日妻の選出を選出を表している。 一般の対象を表している。 「他の対象を表している。」 「他ののののののののののののののののののののののののののののののののののの
本部連絡員	総務課地域安全係

部		班	構成員		
総務部		総務班	総務課		
		総合政策班	総合政策課		
		税務班	税務課		
		会計班	会計課		
		議会班	議会事務局		
民生部		住民福祉班	住民福祉課本庁舎 保健室 包括支援センター		
		観光商工班	観光商工課 嬬恋村観光協会		
農林	部	農林振興班	農林振興課		
建設	部	建設班	建設課		
衛 生	部	上下水道班	上下水道課		
学校対	策部	教 育 班	教育委員会学校教育係 教育委員会社会教育係 嬬恋郷土資料館 東部こども園 西部幼稚園		
		給食センター班			
消防	部	消防団班	嬬恋消防団		

2 本部長代行

本部長がやむを得ない理由によりその職務を遂行できないときは、副本部長が代行することとし、代行の順位は、副村長、教育長、総務課長の順とする。

3 本部員代行

本部員が事故等によりその職務を遂行できないときは、当該本部員があらかじめ指名した者が代行することとし、代行の順位は、当該本部員があらかじめ指定した順位とする。

4 災害対策本部内の事務分掌

災害対策本部内の事務分掌は、概ね次表のとおりとする。

部 名 (部長)	班 名 (班長)	事務分掌
総務課長)	総務班(課長補佐)	1 本部の運営に関する連絡調整並びに庶務に関すること 2 各部の総合調整に関すること 3 関係機関との連絡調整に関すること 4 災害情報の収集及び被害状況のとりまとめに関すること 5 気象予警報及び火山情報等の収集及び伝達に関すること 6 職員の動員及び参集状況の把握に関すること 7 他町村等への応援要請に関すること 8 自衛隊の派遣要請に関すること 9 防災行政無線の運用に関すること 10 警戒区域の設定及び措置に関すること 11 避難の指示伝達に関すること 12 緊急運行車両に関すること 13 緊急通報及び警報の伝達に関すること 14 災害状況等の関係機関への報告に関すること 15 その他、他班に属さないこと
	総合政策班(課長)	1 災害に関する広報及び記録に関すること2 住民の避難対策に関すること3 住民の交通手段確保に関すること4 民間輸送車両の確保に関すること
	税 務 班 (課 長)	1 災害情報の収集及び被害状況の取りまとめに関すること 2 避難者の総括的把握に関すること
	会 計 班 (会計管理者)	1 災害関係費の出納に関すること 2 義援金の管理運用に関すること
	議会事務局班 (事務局長)	1 議会との連絡調整に関すること2 他の班に対する応援に関すること
民 生 部 (住民福祉課長)	住民福祉班(課長補佐)	1 主食の調達及び配給に関すること 2 救援物資の保管等に関すること 3 ボランティア活動の支援、推進に関すること 4 医療関係に関すること 5 災害救助法に基づく救助に関すること 6 災害義援金品、見舞金に関すること 7 社会福祉資金等の貸付指導 8 防疫、衛生、清掃に関すること 9 墓地、埋火葬に関すること 10 避難所の開設運営に関すること 11 医療救護所の開設及び運営に関すること 12 救護班編成、救護所への医師等の派遣及び救護班との連絡 調整に関すること
	観光商工班 (課長)	1 観光客等滞在者の安全対策に関すること 2 観光協会、旅館組合等との連絡調整に関すること 3 商工業者に対する応急対策に必要な物資の斡旋及び救援対 策に関すること 4 生活必需品関係業者等への協力要請に関すること 5 管理施設の応急対策に関すること
農林班 (農林振興課長)	農林振興班 (課長)	1 農林業施設、農林作物の応急対策に関すること 2 林道の応急対策に関すること 3 農協との連絡調整に関すること

部 名 (部長)	班 名 (班長)	事務分掌
建 設 部 (建設課長)	建 設 班 (課長補佐)	1 道路、橋梁、河川の応急対策に関すること 2 水防対策に関すること 3 村内土地建物の被害状況調査及び応急対策に関すること 4 建設関係業者との連絡調整に関すること
衛 生 部 (上下水道課長)	上下水道班(課長補佐)	1 上下水道施設の被害状況調査及び応急対策に関すること 2 飲料水の供給に関すること 3 消火栓の使用及び臨時給水に関すること 4 指定工事事業者との連絡調整に関すること 5 近隣市町村からの給水応援隊の対応に関すること 6 仮設便所の設置及び管理に関すること
学校対策部 (事務局長)	教 育 班 (局長補佐)	1 教育関係施設の応急対策に関すること 2 児童生徒の教育に関する応急対策に関すること 3 教育施設における避難所の開設運営に関すること
	給食センター班 (所長)	1 応急時における学校給食に関すること 2 応急時における食料供給に関すること

⁽注)担当班が明確でない事務が生じたときは、関係班で調整の上、担当班を定め、又は共同で処理するものとする。

5 活動上の留意点

災害対策本部内の事務分掌は前記のとおりであるが、各班は、災害応急対策の重要度に応じ、当該 事務分掌にとらわれることなく本部長の指示により、必要な活動を実施するものとする。

第3節 災害警戒本部等の設置

1 災害警戒本部の設置

副村長は、災害対策本部が設置されない場合で、次のいずれかに該当し、必要と認めたときは、災害警戒本部を設置するものとする。

- (1) 村内に気象警報又は特別警報が発表され、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、その対応について関係部局相互の緊密な連絡・調整が必要な場合。
- (2) 気象警報又は特別警報の発表の有無にかかわらず、村内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、当該災害の態様、規模又は社会的影響等から見て、その対応について関係部局相互の緊密な連絡・調整が必要な場合。

2 災害警戒本部の組織等

災害警戒本部の本部長は副村長とし、組織系統は次図のとおりとする。各部署の分掌事務は、災害 対策本部内の事務分掌に準ずるものとする。

なお、災害警戒本部の設置場所については、災害対策本部に準ずるものとする。

5.4-7 7C日日/9(1 F) 7 F) 区 3/7/1					
本 部	会 議				
本部長	副村長				
本部員	総務課長 総合政策課長 住民福祉課長 農林振興課長 建設課長 上下水道課長 ※火山災害時のみ観 光商工課長も参入				
本部連絡員	総務課地域安全係				

3 災害警戒本部廃止の決定

副村長は、災害による被害の発生するおそれがなくなり、警戒体制をとる必要がなくなったと認めた場合は、災害警戒本部の廃止を決定する。

4 災害警戒本部が設置されない場合

災害対策本部及び災害警戒本部が設置されない災害に対しては、各部署において関係機関と連携をとりながら適宜対応するものとする。

なお、この場合の各部署の分掌事務は、災害対策本部内の事務分掌に準ずるものとする。

第4節 職員の非常参集

1 村における職員の非常参集

(1) 動員の決定

- ア 村長は、災害対策本部を設置したときは、次表の基準に従い動員の区分を決定するものと する。
- イ 副村長は、災害警戒本部を設置したときは、関係部局長と協議の上、動員の規模を決定するものとする。ただし、動員の規模を検討するいとまがない場合は、次表に掲げる「初期動員」とする。

動員区分	動員規模	適用基準	配備内容
初期動員 (警戒本部)	コアメンバー (災害により異 なる)	災害警戒本部を設置 し、主として情報の 収集・連絡活動を実 施する必要がある場 合で、動員の規模を 検討するいとまがな いとき。	○災害対策本部設置前の警戒体制とし、情報の収集や伝達が円滑に行える必要最小限度の動員とする。 ○状況に応じて1号動員(対策本部)に移行し得る体制とするため、待機者については、警戒本部長の判断で速やかに登庁できる体制で待機。 ○警戒本部はコアメンバーを以て構成するが、各課策定の参集体制を妨げるものではない。
1号動員(対策本部)	課長補佐以上	災害対策本部を設置 し、各種の応急対策 活動を実施する必要 があるとき。	○災害対策本部体制の動員として、小規模災害に対処し得る態勢(課長補佐以上)。○状況に応じて2号動員に移行し得る体制とするため、待機者については、各課長の判断で速やかに登庁できる体制で待機。○参集範囲を課長補佐以上とするが、各課策定の参集体制を妨げるものではない。
2号動員(対策本部)	係長以上	災害対策本部を設置 し、各種の応急対策 活動を実施する必要 がある場合で、被害 の規模等からみて1 号動員では要員が不 足するとき。	○災害対策本部を設置し、中規模災害に対処し得る体制(係長以上)。○状況に応じて3号動員に移行し得る体制とするため、待機者については、各課長の判断で速やかに登庁できる体制で待機。○参集範囲を係長以上とするが、各課策定の参集体制を妨げるものではない。
3号動員(対策本部)	全職員・全団員	災害対策本部を設置 し、各種の応急対策 活動を実施する必要 がある場合で、被害 の規模等からみて対 の総力を挙げてな する必要があると き。	○村の総力を挙げて対応し得る体制とし、状況に 応じた応急活動ができる体制とする。

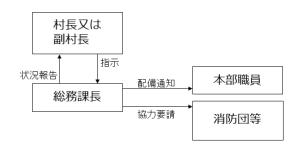
※災害別の動員区分体制の適用基準においては別途資料(資料編19-1)参照

ウ 動員の決定に当たっては、災害の規模、発生地域等の状況に応じ、部署若しくは地域を限 定し、又は部署若しくは地域ごとに異なる区分を適用することができる。

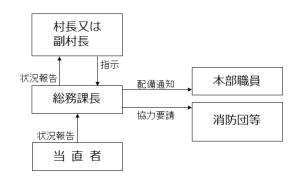
(2) 動員指示の伝達系統

動員指示の伝達系統は、次図のとおりとする。

①勤務時間内



②勤務時間外



(3) 動員指示の伝達方法

動員の指示は、本部長(村長又は副村長)の決定に基づき、本部連絡員を通して本部員に伝達するとともに、在庁時にあっては庁内放送を、退庁後及び休日等にあっては防災行政無線、電話及びメール等により伝達するものとする。

(4) 登庁場所

動員の伝達を受けた職員は、可能な限り自己の勤務場所に登庁するものとする。自己の勤務場所に登庁することが困難な場合には登庁可能となるまでの間、最寄りの村の施設等で活動するものとする。

登庁に当たっては被害状況及び道路状況を適切に判断し、登庁するものとする。また登庁途上における被害状況を把握し、登庁後直ちに本部に報告するものとする。

(5) 登庁の免除

以下の場合には登庁を免除するものとする。

ア 本人若しくは家族が負傷し、又は疾病にかかり勤務することが困難と認められるとき

イ 登庁すべき場所のいずれにも登庁できない事情のあるとき

なお、ア、イの場合は、所属長にその旨を報告し、さらにイの場合は、登庁可能となるまでの 間、可能な限り地域の防災活動に従事するものとする。

(6) 活動場所

職員は、原則として自己の所属部署において災害応急対策活動を行い、必要に応じ、災害対策 本部員、連絡員等として、自己の所属部署から離れて活動するものとする。

≪関係資料≫資料編:19-1 動員体制区分の適用基準

第5節 広域応援の要請等

1 村が行う応援の要請

村は、必要に応じ、他の市町村又は県に対し広域応援を要請するものとする。 応援の要請の種類及びその内容は、次のとおりとする。

(1) 他市町村に対する応援の要請

あらかじめ締結した相互応援協定又は災害対策基本法第 67 条の規定に基づき、村長が他の市町村の市町村長に対し応援を求める。

(2) 県に対する応援の要請

災害対策基本法第68条の規定に基づき、村長が知事(振興局長等)に対し応援を求める。

2 村が行う職員派遣の要請又は職員派遣のあっせんの要請

村は、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じ、他の防災関係機関の職員の派遣について要請を行い、又はあっせんを求めるものとする。

要請又はあっせんの種類及びその内容は、次のとおりとする。

(1) 国の機関に対する職員派遣の要請

災害対策基本法第 29 条の規定に基づき、村長が指定地方行政機関の長に対し当該指定地方行 政機関の職員の派遣を要請する。

(2) 県に対する職員派遣のあっせんの要請

災害対策基本法第 30 条の規定に基づき、村長が知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣 についてあっせんを求める。

(3) 県又は他の市町村に対する職員派遣の要請

地方自治法第 252 条の 17 の規定に基づき、村長が知事又は他の市町村の市町村長に対し職員の派遣を求める。

3 受援体制の確立

- (1) 受援機関は、受援部門ごとに連絡窓口となる部署を定め、当該部署の名称、連絡責任者名、電 話番号等を応援機関に通知するものとする。
- (2) 受援機関は、受援内容に応じて必要となる輸送ルート、臨時ヘリポート、活動拠点、資機材、 宿泊場所等を確保するものとする。

《関係資料》資料編:6-1 小諸市·嬬恋村消防相互応援協定

6-7 震災等大規模災害時における相互応援に関する協定

6-8 群馬県水道災害相互応援協定

6-12 群馬県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定

6-13 消防組織法第39条に基づく相互応援協定書

第6節 自衛隊への災害派遣要請

1 自衛隊の災害派遣活動の範囲

自衛隊の災害派遣活動の範囲は、次のとおりとする。

- ア 車両、航空機等による被害状況の把握
- イ 避難者の誘導、輸送等避難のために必要がある場合の援助
- ウ 行方不明者、負傷者等の捜索、救助
- エ 堤防等の決壊に対する水防活動
- オ 消防機関の消火活動への協力
- カ 道路又は水路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開又は除去
- キ 被災者に対する応急治療、救護及び防疫並びに病害虫防除等の支援
- ク 通信支援
- ケ 救急患者、医師その他救急活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
- コ 被災者に対する炊き出し、給水の支援
- サ 救援物資の支給又は貸付の支援(防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令)
- シ 交通規制への支援
- ス その他災害の発生時において知事が必要と認め、自衛隊の対応が可能な事項

2 自衛隊の災害派遣要請に係る村長の措置

- (1) 村長は、自衛隊の災害派遣が必要であると認めるときは、災害対策基本法第68条の2第1項の規定に基づき、自衛隊に対し災害派遣要請を行うよう知事(危機管理室)に要求するものとする。
- (2) (1)の要求は、別記様式「自衛隊の派遣要請文書の例」に基づき文書で行うものとする。 ただし、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日文書を送達するものとする。
- (3) 村長は、(1)の要求をしたときに、その旨及び村の地域に係る災害の状況を第 12 旅団長に通知することができる。
- (4) 村長は、通信の途絶等により知事に対して自衛隊の災害派遣要請の要求が行えない場合は、災害対策基本法第68条の2第2項の規定に基づき、その旨及び村の地域に係る災害の状況を第12旅団長に通知するものとする。
- (5) 村長は、前項の通知をしたときは、災害対策基本法第68条の2第3項の規定に基づき、速やかにその旨を知事に通知するものとする。

様式

<自衛隊の派遣要請文書の例>

年 月 日

群馬県知事あて

市町村長印

自衛隊の災害派遣要請の要求について

災害対策基本法第 68 条の 2 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣を要請するよう要求します。

記

- 1 災害の情況及び派遣を要請する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 その他参考となるべき事項
 - 例) ・必要な車両、航空機、資機材
 - ・必要な人員
 - 連絡場所及び連絡責任者

3 災害派遣活動の総合調整

要救助者の救出に当たっては、警察、消防、自衛隊の役割分担及び協力関係の構築が不可欠である。 このため、必要に応じて嬬恋村災害対策本部に、村、県、警察機関、消防機関及び自衛隊の責任者 で構成する調整会議を設置して各機関の活動の円滑化を確保するものとする。

4 派遣要請後の変更手続

村長は、派遣要請の依頼後において、自衛隊の部隊等の活動内容、派遣期間の変更を要求する場合は、派遣要請の要求の例により手続を行うものとする。

5 派遣部隊等の撤収要請

村長は、派遣活動又は派遣期間が終了し、自衛隊の災害派遣の必要がなくなったと認めるときは、直ちに知事(危機管理室)に対し、文書で撤収の要請を要求するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日文書を送達するものとする。

6 費用負担区分

- (1) 派遣部隊等の活動に要した費用のうち次の費用については、原則として派遣を受けた村が負担するものとする。
 - ア 宿泊施設の借上料
 - イ 宿泊施設の汚物処理費用
 - ウ 災害派遣活動に係る電気、ガス、水道及び電話料金
 - エ 災害派遣活動に係る資機材の調達費用

- (2) 前項に掲げた費用以外の費用の負担区分については、派遣を受けた村と自衛隊とで協議して定めるものとする。
- (3) 派遣部隊の活動が2以上の市町村にわたって行われた場合の費用の負担割合については、関係市町村が協議して定めるものとする。

参考

<災害派遣実施の可否の判断3原則>

公 共 性:公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性がある

こと。

緊 急 性:差し迫った必要があること。

非代替性:自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適当な手段がないこと。

第4章 災害の拡大防止及び二次災害の防止活動

風水害及び雪害においては、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、それを最小限に抑える 応急活動を行うことが被害全体の規模を小さくすることにつながる。

また、風水害においては、堤防等の被害による再度災害、風倒木の流出による二次災害の危険性もあり、応急対策が必要となる。

第1節 災害の拡大防止及び二次災害の防止

1 土砂災害の拡大の防止

- (1) 村は、土砂災害防止事業実施機関と連携して、発災後の降雨等による土砂災害の発生の防止・ 軽減を図るため、専門技術者等を活用して土砂災害危険箇所の点検を行い、危険性が高いと判断 された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難を確保するものとする。
- (2) 村は、地すべりによる重大な土砂災害が切迫した危機が認められる状況において適切な避難勧告等の判断が行えるように、県(砂防課ほか)が行う土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する調査情報の提供を受けるものとする。

2 風倒木による二次災害の防止

道路管理者は、風倒木による二次災害の発生を防止するため、必要に応じ道路における風倒木の除去など応急対策を講ずるものとする。

3 雪害の拡大の防止

- (1) 道路管理者は、積雪による交通障害の発生を防止するため、事前に定めた除雪計画等に基づき、道路の除雪を実施するものとする。
- (2) 村は、積雪による家屋倒壊による被害の防止や生活道路の早期除雪のため、住民に対し、屋根の雪下ろしや生活道路の除雪を督励するとともに必要に応じ支援を行うよう努めるものとする。特に、一人暮らし高齢者世帯、障害者世帯、母子家庭等の除雪の担い手が不足する世帯においては、民生委員、自治会、自主防災組織、消防団等と連携して除雪の支援を行うものとする。なお、雪下ろし等の除雪作業に当たっては、転落等の事故防止について、注意を喚起するも
 - なお、雪下ろし等の除雪作業に当たっては、転落等の事故防止について、注意を喚起する ものとする。
- (3) 村は、雪崩防止事業実施機関と連携して、雪崩災害の発生の防止・軽減を図るため、専門技術者等を活用して雪崩危険箇所の点検を行い、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難を確保するものとする。

4 被災宅地の二次災害対策

村は、県(建築課ほか)と連携して、宅地が被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険判定を実施することによって二次災害を軽減、防止し、住民の安全の確保を図るものとする。

第5章 救助・救急及び医療活動

災害発生後、被災者に対し救助・救急活動を行うとともに、負傷者に対し必要な医療活動を行うことは、村民の生命・身体の安全を守るために最優先されるべき課題である。

第1節 救助·救急活動

1 住民、自主防災組織及び事業所(企業)による救助・救急活動

- (1) 大規模災害の発生直後は、道路の損壊等により、道路交通網が寸断され、消防機関、警察機関等による救助・救急活動が一時的に機能しない事態が予測される。
 - このため、住民、自主防災組織及び事業所は、自発的に被災者を倒壊建物等から救出し、応急 処置を施し、医療機関に搬送するなどの救助・救急活動を行うよう努めるものとする。
- (2) 救助・救急活動に必要な資機材については、村が保有するものに加え、群馬県地域防災センター、吾妻行政県税事務所等の備蓄倉庫、中之条土木事務所、吾妻広域消防本部・消防署、村消防団、事業所等の資機材の貸し出しを受けるものとする。
- (3) 住民、自主防災組織及び事業所は、消防機関、警察機関等による救助・救急活動に協力するものとする。

2 村による救助・救急活動

村は、必要に応じ、消防機関と連携して職員に救助・救急活動を行わせるものとする。また、国、県又は他の市町村の応援が必要な場合は、迅速に要請するものとする。

3 サイレントタイムの導入

生存者を救出するため、わずかな音や声を聞き分ける必要がある場合は、村は、県(危機管理室ほか)及び救出活動実施機関と連携して、相互に調整の上、サイレントタイムを導入し、救出現場付近におけるヘリコプターその他の航空機の飛行及び車両の通行を規制し、又は自粛を要請するものとする。

4 被災市町村への応援

村は、被災地域の市町村からの要請又は相互応援協定等に基づき、救助・救急活動の応援を迅速かつ円滑に実施するものとする。

5 関係機関の連携

(1) 村は、県、消防機関、警察機関及び自衛隊と連携して、救助・救急活動が円滑かつ効率的に行われるよう、情報を共有し、それぞれの役割を定め、協力して活動するものとする。

この際、必要に応じ、関係機関で構成する調整会議を設置して活動の円滑化を図るものとする。 (第2部第3章第6節「3 災害派遣活動の総合調整」参照)

(2) 村は、県及び東日本高速道路(株)と連携して、高速道路のサービスエリア、道の駅等を警察機関、消防機関及び自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援を行うものとする。

6 資機材の確保

救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとし、資機 材が不足するときは、関係機関相互で融通するほか、民間からの協力等により確保するものとする。

7 惨事ストレス対策

村及び消防団等の機関は、救助・救急活動を実施するに当たり、職員等の惨事ストレス対策の実施 に努めるものとする。

≪関係資料≫資料編:16-1 災害救助基準

群馬県地域防災計画(資料編): 9-1 救急用資機材保有状況一覧表

第2節 医療活動

1 村内の医療機関による医療活動

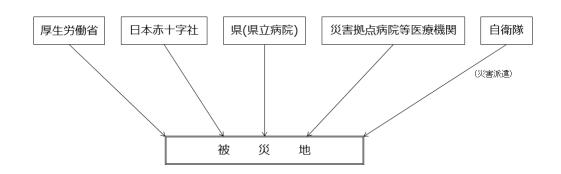
村内の医療機関は、次により医療活動を行うものとする。

- (1) 来院した傷病者又は搬送された傷病者に対し治療を施す。
- (2) 病院建物、医療設備等が被害を受けたときは、応急復旧を実施するとともに、必要に応じライフライン事業者等に対し応急復旧の要請を行い、機能の回復に全力を尽くす。
- (3) 医療機能の低下により傷病者の受入れができなくなった場合、又はより設備の整った医療機関 に傷病者を転送する必要があると認める場合は、直ちに転院の措置を講ずる。
- (4) 傷病者の転送に当たっては、必要に応じ、村又は県(消防保安課ほか)等に要請し、ヘリコプターを有効に活用する。

2 救護所の設置及び救護班の派遣

- (1) 村は、医療機関の医療機能が低下した場合、多数の負傷者が生じた場合、被災地と医療機関が離れている場合等で医療機関のみでは対応できないときは、被災地に救護所を設置するものとする。
- (2) 村は、救護所を設置したときは、必要に応じ、速やかに日本赤十字社群馬県支部又は県(医務課ほか)に対し、救護班の派遣を要請するものとする。
- (3) 救護班を編成した機関は、その旨を県(医務課ほか)に連絡するものとする。 村及び災害医療コーディネーター等は、県(医務課ほか)及び地域災害医療対策会議と連携し、 救護班の派遣に係る調整を行うとともに救護所の確保を図るものとする。

<救護班派遣概念図>



3 被災地域外での医療活動

村又は医療機関は、地域内の医療機関の施設が被災し十分な機能を確保できないと認められる場合、 又は多数の負傷者が生じ被災地域内での医療機関で対応できない場合は、村外の医療機関に対し後方 医療活動の要請をするよう、県(医務課ほか)に求めるものとする。

4 被災者のこころのケア対策

村は、災害による被災者のストレスケア等を迅速かつ的確に提供するため、県(障害政策課ほか)関係機関、団体等と連携のもと以下の活動を行う。

- ア こころの健康危機に関する被災情報の収集と提供
- イ こころのケア対策現地拠点の設置
- ウ 精神科医療の確保
- エ 災害時のこころのケアの専門職からなる「こころのケアチーム」の派遣と受入れ
- オ こころのホットラインの設置と対応
- カ その他災害時のこころのケア活動に必要な措置

5 医薬品及び医療資機材の確保

- (1) 医療機関の管理者は、通常ルートによる医薬品等の供給が困難な場合は、村又は県(薬務課ほか)に供給を要請するものとする。
- (2) 救護所、避難所等の管理者は、医薬品又は医療資機材が不足する場合は、村又は県(薬務課ほか)に供給を要請するものとする。

≪関係資料≫資料編:8-1-1 災害拠点病院

8-1-2 村内医療機関

10-1 ヘリポート適地一覧表

群馬県地域防災計画(資料編):10-10 日本赤十字社群馬県支部救護用資材保有状況一覧表

第6章 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

救助・救急活動、医療活動を迅速に行うため、また、避難者に緊急物資を供給するためには、交通を 確保し、緊急輸送を行う必要がある。

第1節 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

交通の確保及び緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急 復旧、輸送活動を行うものとする。

1 輸送に当たっての配慮事項

輸送に当たっては、次の事項に配慮する。

- ア 人命の安全
- イ 被害の拡大防止
- ウ 災害応急対策の円滑な実施

2 輸送の優先順位

前項の配慮事項に基づき、輸送の優先順位は次のとおりとする。

- (1) 第1段階
 - ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
 - イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
 - ウ 政府災害対策要員、指定地方行政機関災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
 - エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
 - オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
- (2) 第2段階
 - ア (1)の続行
 - イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
 - ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
 - エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
- (3) 第3段階
 - ア (1)、(2)の続行
 - イ 災害復旧に必要な人員及び物資
 - ウ 生活必需品

第2節 交通の確保

災害発生後、特に初期には、使用可能な交通・輸送ルートを緊急輸送のために確保する必要があり、 そのための一般車両の通行禁止などの交通規制を直ちに実施するものとする。その後、順次優先度を考慮して応急復旧のため集中的な人員、資機材の投入を図るものとする。

1 交通状況の把握

道路管理者は、通行可能な交通路を迅速に把握して、県(道路管理課ほか)及び警察機関に連絡する ものとする。

2 交通規制の実施

- (1) 村は、県(中之条土木事務所・危機管理室ほか)と連携して、交通規制を行う必要があると認めるときは、警察機関にその旨を連絡するものとする。
- (2) 道路管理者は、道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準等を定め、交通関係機関へ連絡、通行規制その他必要な措置を講ずるものとする。

3 道路の応急復旧

- (1) 道路管理者は、その管理する道路について、応急復旧(障害物の撤去を含む。)を行い、道路機能の確保に努めるものとする。
- (2) 道路管理者は、民間団体等との応援協定等に基づき、応急復旧に必要な人員、資機材の確保に 努めるものとする。

4 航空輸送の確保

- ヘリポートの応急復旧については、次のとおりとする。
 - ア 負傷者や物資の緊急輸送については、ヘリコプターによる輸送が大きな効果を発揮する。 このため、村は、県(消防保安課ほか)と連携して、必要に応じ、ヘリポート又は臨時ヘリポートを早期に確保するとともに、その周知徹底を図るものとする。
 - イ ヘリポート又は臨時ヘリポートが被災により使用不能な場合は、直ちに応急復旧を行うよ う当該施設の管理者に要請するほか、必要に応じ自ら応急復旧を実施するものとする。

5 輸送拠点の確保

- (1) 村は、県(危機管理室ほか)と連携して、第1部第2章第11節「緊急輸送活動体制の整備」に 基づく緊急輸送道路ネットワークを参考にして、被害状況、道路等の損壊状況を考慮して、最も 適切な場所に輸送拠点を開設するとともに、関係機関、住民等にその周知徹底を図るものとする。
- (2) 村は、県(危機管理室ほか)と連携して、輸送拠点に災害応急対策に使用する物資、救援物資等を集積し、効率的な収集配送が行われるよう、職員を配置して管理に当たらせるとともに、必要に応じて、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図るものとする。

≪関係資料≫資料編:9-1 異常気象時の通行規制区間及び規制基準

9-2 緊急輸送道路指定路線一覧表

10-1 ヘリポート適地一覧表

第3節 緊急輸送

1 輸送手段の確保

村は、県及びその他防災関係機関と連携して、次により輸送手段を確保するものとする。

(1) 自動車の確保

ア 自ら保有する自動車を第一次的に使用し、不足が生じた場合は、他の防災関係機関又は民間の自動車を借り上げる。

イ 村は、県等と連携して、必要に応じ関東運輸局(群馬運輸支局)に対し、自動車による緊急 輸送の協力要請を行うものとする。

(2) 鉄道の確保

村は、県(交通政策課ほか)と連携して、自動車による輸送が困難な場合又は鉄道による輸送が効率的な場合は、鉄道による輸送を鉄道事業者に要請する。

第7章 避難収容活動

風水害又は雪害の発生のおそれがある場合及び災害が発生した場合に、安全が確保されるまでの間あるいは住家が被害を受け復旧がなされるまでの間、当面の居所を確保することは、住民の安全を確保するとともに、精神的な安心につながるものである。

さらに、応急仮設住宅の提供など、被災者の住生活の回復への第1歩を用意する必要がある。

第1節 避難場所及び避難所の開設・運営

1 避難場所及び避難所の開設

- (1) 村は、発災時に必要に応じ、洪水、土砂災害等の危険性に十分配慮し、指定緊急避難場所及び 指定避難所を開設するものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設に ついても、災害に対する安全性を確認の上、当該施設の管理者の同意を得て、避難所として開設 するものとする。
- (2) 村は、災害の規模や予測される避難期間等を勘案し、要配慮者の避難生活の負担を軽減するため、事前に指定または協定を締結した施設を福祉避難所として開設する。
- (3) 村は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。
- (4) 村は、緊急避難場所、避難所及び福祉避難所を開設・閉鎖したときは、速やかに県(吾妻行政 県税事務所を経由して危機管理室、吾妻行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接危機管理 室)、長野原警察署、吾妻広域消防本部等に連絡するものとする。
- (5) 村内の避難所は、別途資料(資料編13-1及び13-2)のとおりとする。

2 管理責任者の配置

村は、避難所を開設したときは、当該避難所に常駐する管理責任者を配置するものとする。

3 避難者に係る情報の把握

村は、避難所ごとに別記様式「避難者名簿(様式例)」による避難者名簿を作成することにより避難者の氏名、人数等を把握するとともに、応急物資等に対する避難者の需要を把握するものとする。また、避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている在宅被災者等の情報把握に努めるものとする。この際、特に避難してきた要配慮者の情報把握に努めるとともに、要配慮者の特性に応じた応急物資等の需要把握に努める。

4 避難者に対する情報の提供

村は、住民の安否や応急対策の実施状況等避難者が欲する情報を適宜提供するものとする。

また、情報提供に当たっては、在宅避難者等避難所以外への避難者への情報提供についても配慮するものとする。

5 良好な生活環境の確保

- (1) 村は、次により、避難所における良好な生活環境の確保に努めるものとする。
 - ア 収容する避難者の人数は当該避難所の収容能力に見合った人数とし、避難者数が収容能力 を超える場合は、近隣の避難所と調整し適切な収容人数の確保に努める。
 - イ 保健・衛生面等に注意を払い、必要に応じ避難所に救護所を設置し、又は救護班を派遣する。
 - ウ 避難の長期化等により、必要に応じプライバシーの確保等に配慮する。
 - エ 自主防災組織やボランティア等の協力を得て、役割分担を確立し、秩序ある生活を保持する。
 - オ 避難所における食料の確保や配食等の状況把握を行うとともに、水、食料その他生活必需 品の配給については、平等かつ効率的な配給に努める。
 - カ 安全の確保と秩序の維持を図るため必要と認めるときは、警察機関や自主防犯組織等の協力を得て防犯活動を実施する。
- (2) 村は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮 しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、 その立ち上げを支援するものとする。
- (3) 避難者は、避難所の運営に積極的に参加し、自治の確立に努めるものとする。

6 要配慮者への配慮

村は、避難所の運営に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者の健康状態の保持に十分配慮するものとし、精神衛生を含む健康相談を行い、必要に応じ福祉避難所への移動や福祉施設等への入所、ヘルパーの派遣、車椅子等の手配を行うものとする。

また、要配慮者を対象とした相談窓口を設置するなどし、要配慮者のニーズの迅速な把握に努める。

7 男女のニーズの違いへの配慮

村は、避難所の運営に当たっては、次により、男女のニーズの違いや女性に対する暴力の防止等に 配慮した運営を行うよう努めるものとする。

- ア 避難所運営担当職員や保健師に女性を配置する。
- イ 避難所運営体制への女性の参画を進める。
- ウ 避難所内に更衣室や授乳室等のスペースを確保する。
- エ プライバシーを確保するために間仕切り等を設置する。
- オ 関係機関等と連携し、女性相談窓口を開設する。
- カ 安全を確保するために巡回警備や防犯ブザーの配布等を実施する。

8 在宅被災者への配慮

村は、ライフラインの途絶等により避難所の近隣に居住する在宅被災者がその生活に困難を来している場合は、避難者用の応急物資を在宅者へも配給するなど配慮するものとする。

特に、在宅の要配慮者についての状況把握に配慮し、必要な情報提供に努めるとともに、福祉避難 所への移動等必要な支援を実施するものとする。

9 避難所の早期解消

村は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空き家 等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難所の早期解消に努めるものとする。避難所開設の期間は、内閣府が定める「災害救助基準」によるものとする。

また、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

《関係資料》資料編:13-1 指定緊急避難場所一覧表

13-2 指定避難所一覧表

16-1 災害救助基準

| 川水青・雪青-84

風水害·雪害対策編 第2部 災害応急対策 第7章 避難収容活動

避難者名簿 (様式例)

避難所の名称:

番号	(フリガナ) 氏名	性別	住所・電話番号 (同一世帯の場合は一括記入)	心身の状況 (障害、疫病等)	自宅の状況 (全壊、半壊、一部破損、断水、 停電、ガス停止、電話不通等)	入所日	退所日	その他特記事項
		男・女						
		男・女						
		男・女						
		男・女						
		男・女						
		男・女						
		男・女						
		男・女						
		男・女						
		男・女						
		男・女						
		男・女						
		男・女						

第2節 応急仮設住宅等の提供

1 応急仮設住宅の提供

- (1) 村又は県(建築課ほか)は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、必要に応じ、あらかじめ 把握してある候補地の中から適当な場所を選定し、応急仮設住宅を迅速に建設し、避難所の早期 解消に努めるものとする。
- (2) 応急仮設住宅は、災害発生の日から1か月以内に完成させることを目標とする。
- (3) 応急仮設住宅の建設に当たっては、二次災害に十分配慮し、被災者の円滑な入居の促進に努めるものとする。

2 応急仮設住宅の建設に必要な資機材の調達

村又は県(建築課ほか)は、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、村内業者、国又は関係団体等に調達を要請するものとする。

3 応急仮設住宅の運営管理及び設置の条件

- (1) 村又は県(建築課ほか)は、応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。
- (2) 村又は県(建築課ほか)は、学校の敷地にある応急仮設住宅の運営に当たっては、入居者と学校 関係者の交流と相互理解を促進し、精神的な負担の軽減に努めるものとする。
- (3) 応急仮設住宅は、原則として被災地に仮設するものとし、それが不可能な場合は村有地及びその他隣接空地等を使用するものとする。なお、応急仮設住宅建設に当たっては、面積、戸数等県の基準や指導に基づき設置するものとする。
- (4) 応急仮設住宅の入居基準は、内閣府が定める「災害救助基準」によるものとする。ただし、村 長が認めるときは、この限りでない。

4 住宅の応急復旧活動

村又は県は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

- (1) 応急修理の基準は、内閣府が定める「災害救助基準」によるものとする。ただし、村長が認めるときは、この限りでない。
- (2) 応急修理の範囲は、居宅、炊事場等の日常生活に欠くことのできない部分の応急修理に限るものとする。

5 賃貸住宅のあっせん

村は、公営及び民間の賃貸住宅の空室状況を調査し、当該住宅の所有者又は管理者の協力を得て、 被災者に対し入居のあっせんを行うものとする。

6 要配慮者への配慮

村は、県(建築課ほか)と連携して、応急仮設住宅等の提供に当たっては、高齢者、障害者等要配慮者の居住に適した構造の住宅の建設に努めるとともに、要配慮者の優先的入居に配慮するものとする。

≪関係資料≫資料編:16-1 災害救助基準

第3節 広域的避難収容

広域的、大規模な災害が発生した場合には、被災した住民の避難収容が村内だけでなく、県内の他市 町村や他都道府県の市町村にまで及ぶことが想定される。

このため、以下に、広域的避難収容が必要となった場合の手続等について定める。なお、市町村間の相互応援協定等に基づき、住民の広域的避難収容を行う場合は、本規定は適用しないこととするが、この場合においても、村は、他市町村等へ住民の広域的避難収容に係る協議を行う段階等において、県(危機管理室ほか)へ広域的避難収容に係る情報を適宜報告するものとする。

1 県内の他の市町村への広域的避難等

- (1) 村は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、県内の他市町村への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合においては、当該市町村に直接協議するものとする。
- (2) 村は、(1)により協議しようとするときは、あらかじめ、その旨を県(危機管理室ほか)に報告 しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞 なく、報告するものとする。
- (3) 村は、協議先市町村と協議の上、具体的な住民の避難先、避難手段等を決定し、住民に周知するとともに、迅速な避難誘導を行うものとする。

2 他の都道府県の市町村への広域的避難等

- (1) 村は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、他の都道府県内の市町村への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合においては、県 (危機管理室ほか)に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。
- (2) 県(危機管理室ほか)は、村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。 また、村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、村からの要求を待ついとまがない と認められるときは、村の要求を待たないで、広域的避難収容のための協議を村に代わって行う ものとする。
- (3) 県(危機管理室ほか)は、協議先都道府県からの通知(協議先都道府県から協議を受けた県外市町村が決定した被災住民を受け入れるべき公共施設等の情報に係る通知)を受けたときは、速やかに、その内容を村に通知するとともに、内閣総理大臣に報告する。
- (4) 村は、(4)の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示するものとする。
- (5) 村は、県外の協議先市町村と協議の上、具体的な住民の避難先、避難手段等を決定し、住民に 周知するとともに、迅速な避難誘導を行うものとする。
- (6) 村は、住民の迅速な避難を実現するため、必要な支援を県(危機管理室ほか)に対し要請する。

第4節 村外からの広域避難者の受入れ

広域的、大規模な災害が発生した場合には、近隣の市町村(以下「被災市町村」という。)から多数の避難者を村内に受け入れることが想定される。

このため、村においては、村外からの広域避難者(以下「広域避難者」という。)の受入れに迅速に 対応できるよう受入体制を整備するとともに、被災市町村からの災害救助法等に基づく応援要請があっ た場合は、村内の被災状況等を勘案しつつ、要請内容に基づき、速やかに広域避難者の受入れを実施す るものとする。

1 収容可能な避難施設情報の報告

村は、あらかじめ指定した避難所の中から、収容可能な施設を選定し、県(総務部ほか)に報告する。なお、選定に当たっては、安全な避難を確保できる施設を選定する。

2 広域避難者受入総合窓口の設置

- (1) 村は、村内の避難所間の連絡調整や広域避難者の避難所への割り振り等村内の広域避難に係る 総合調整を実施するため、「広域避難者受入総合窓口」を設置する。村は、広域避難者受入総合 窓口を設置した場合は、速やかに県(総務部ほか)へ報告するものとする。
- (2) 村は、県(総務部ほか)と連携して、広域避難者受入総合窓口を設置した場合は、あらゆる広報 媒体を活用して、広域避難者へ広域避難者受入総合窓口に係る情報提供を図る。
- (3) 村は、県(総務部ほか)と連携して、広域避難者受入総合窓口において、電話相談窓口を設置するなどし、広域避難者からの避難に係る相談等に適切に対応できるよう体制整備を図るものとする。

3 県及び県内市町村との協力

村は、県と連携して、適宜連絡会議を開催するなどし、広域避難者の受入れに係る情報共有に努めるとともに、協力して広域避難者への支援に当たるものとする。

4 避難所開設の依頼

- (1) 村は、県(総務部ほか)と連携して、他市町村からの広域避難者に関する情報等をもとに、開設する避難所を選定する。選定に当たっては、広域避難者の避難行動を考慮し、広域避難者にとって負担の少ない立地条件の施設を選定するなど、広域避難者の立場に配慮した選定を行う。
- (2) 村は、第7章第1節「1 避難場所及び避難所の開設」の規定に準じて、開設の準備を行う。

5 広域避難者の受入れ

- (1) 県(総務部ほか)は、被災県及び県内市町村と調整し、受け入れた広域避難者について実施する 救助の方針を決定し、市町村へ通知する。
- (2) 村は、県(総務部ほか)より上記通知を受けた場合は、避難所を開設し、広域避難者受入れを実施する。

(3) 被災市町村は、群馬県と被災県との調整結果に基づき、広域避難者に対し、避難先施設を伝達する。広域避難者は、伝達された避難所へ向かう。

なお、群馬県と被災県が調整を実施する暇がない場合は、広域避難者は、開設された群馬県又は村の広域避難者受入総合窓口へ連絡し、群馬県及び村が調整した結果に基づき、村が運営する 避難所へと移動することとする。

(4) 交通手段を持たない広域避難者の移動について、被災県又は被災市町村が手配できない場合は、 必要に応じて、村又は県においてバス等の移動手段を手配する。

6 避難所の運営

- (1) 管理責任者の配置及び広域避難者に係る情報の把握等 第7章第1節「避難場所及び避難所の開設・運営」2~4の規定を準用する。
- (2) 良好な生活環境の確保及び要配慮者等への配慮 第7章第1節「避難場所及び避難所の開設・運営」5~7の規定を準用する。
- (3) 広域避難者に係る情報等の県への報告 村は、避難所において実施している救助の内容や広域避難者に係る情報など避難所運営の状況 を適宜、県(総務部ほか)へ報告する。
- (4) 被災市町村からの情報等の避難者への提供 村は、被災市町村から提供を受けた広域避難者の生活支援関連情報等について、広域避難者へ 随時提供するものとする。

7 小中高校等における被災児童・生徒の受入れについて

村(教育委員会)は、県(教育委員会ほか)と連携して、広域避難者の避難が長期化する場合などにおいて避難児童・生徒の県内小中高校等への通学が必要となる際は、避難児童・生徒及びその保護者の意向を確認した上で、被災県教育委員会及び被災市町村教育委員会と調整し、転入学や学校への一時受入れなどの対応を実施することとする。

8 避難所の閉鎖

村は、県から及び被災市町村と密接な連携を取り、被災市町村からの要請に基づき、避難所を閉鎖する。

第8章 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動

村は、県等と連携して、被災者の生活を維持するため、必要な食料、飲料水及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、需要に応じて供給・分配を行う必要がある。

第1節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給

1 需要量の把握及び配給計画の樹立

村は、避難所及び被災地において被災者が必要としている食料・飲料水及び生活必需品等の需要量を把握し、配給場所及び配給量について計画を立てるものとする。需要量の把握に当たっては、被災者のニーズが時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た把握に努めるものとする。

2 食料の調達

- (1) 村は、自らが備蓄している食料を放出することとし、不足分は、次の手段により速やかに調達するものとする。
 - ア 流通業者との協定に基づく流通在庫の優先購入
 - イ 製造・販売業者からの購入
 - ウ 他市町村に対する応援の要請
 - エ 県に対する応援の要請
- (2) 備蓄食料は、防災資機材の保管及び食料の備蓄のために計画的に配置した防災備蓄倉庫等に分散して保管するものとする。また調達、支援物資等の集積場所は、開設した避難場所を優先に、指定するものとする。
- (3) 村民は、「自らの生命は自らで守る」の基本的精神のもと、最低3日分の非常用食料を家庭内備蓄するものとする。

3 飲料水の調達

- (1) 水道事業者は、水道施設の被災等により、自ら給水できない場合又は自らの給水量で不足する 場合は、他の水道事業者に給水車等の応援を要請するものとする。
- (2) 村は、自らが備蓄している飲料水を放出することとし、不足分は、次の手段により速やかに調達するものとする。
 - ア 流通業者との協定に基づく流通在庫の優先供給
 - イ 製造・販売業者からの購入
 - ウ 他市町村に対する応援要請
 - エ 県に対する応援要請

4 生活必需品の調達

- (1) 村は、自らが備蓄している生活必需品を放出することとし、不足分は、次の手段により速やかに調達するものとする。
 - ア 流通業者との協定に基づく流通在庫の優先供給
 - イ 製造・販売業者からの購入
 - ウ 他市町村に対する応援の要請
 - エ 県に対する応援要請
 - オ 義援物資の募集
- (2) 村又は県による生活必需品の供給は、被災者の生活を一時的に安定させることを目的とするため、調達すべき物品は、生活必需品のうち衣料、寝具等被災者の当面の生活に欠くことのできない物品とする。

5 燃料の供給

村は、県(産業政策課ほか)と連携して、円滑な燃料の供給実施のため、住民への燃料の供給状況等についての情報提供に努める。

6 物資の配給

村は、水道事業者と連携して、村が立てた配給計画に基づき、備蓄又は調達した食料・飲料水及び生活必需品の配給を行うものとする。

なお、配給に当たっては、次の事項に留意するものとする。

(1) 配給初期は非調理食料でやむを得ないが、その後速やかに炊出しによる米飯を配給できるよう に努める。

なお、炊出しについては、自主防災組織、婦人会、ボランティア等の協力を得るものとする。

- (2) 平等かつ効率的な配給に努めるものとし、特に、避難者と在宅者とを隔てることのないよう配慮する。
- (3) 配給漏れが生じないよう、配給の日時・場所について事前に十分周知を図る。また、周知に当たっては、外国語も使用するなど外国人にも配慮する。
- (4) 高齢者、障害者、乳幼児等要配慮者への優先的な配給に努める。

≪関係資料≫資料編:3-1 ライフライン関係連絡先一覧表

6-8 群馬県水道災害相互応援協定

11-1 主要備蓄物資一覧表

第9章 保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動

村は、避難所を中心とした被災者の健康保持のため必要な活動を行うとともに、地域の衛生状態に十分配慮する必要がある。また、大規模な災害により多数の行方不明者及び死者が生じた場合には、行方不明者の捜索及び遺体の処置を遅滞なく進める必要がある。

第1節 保健衛生活動

1 被災者の健康の確保

- (1) 村は、被災者の心身の健康を確保するため、避難所や被災家庭に医師、看護師、歯科医師、歯 科衛生士、保健師、精神保健福祉士、管理栄養士等を派遣する巡回健康相談などを実施するもの とする。
- (2) 村は、巡回健康相談等に従事する保健師等が不足する場合は、県(医務課、障害政策課、保健 予防課ほか)に応援を要請するものとし、当該要請に対し、県(医務課、障害政策課、保健予防課 ほか)は保健師等の派遣を行うものとする。
- (3) 健康相談等の実施に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児等要配慮者の心身双方の健康状態に 特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等 を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て実施するものとする。
- (4) 村は、避難所等において、受診できる医療機関及び調剤薬局並びに受診方法等についての情報 提供を行うものとする。

2 食品衛生の確保

村は、食中毒の発生を防止するため、避難所や被災地で配給する飲料水や食料について、良好な衛生状態の保持に努めるものとする。

3 し尿の適正処理

- (1) 村は、下水道、し尿処理施設等の応急復旧に努めるとともに、人員及び収集運搬車両を確保して、し尿の円滑な収集・運搬に努めるものとする。
- (2) 村は、下水道、し尿処理施設等の被害状況を把握し、必要に応じ、水洗トイレの使用を制限するとともに、建設用資機材のレンタル業者等から仮設トイレを調達し、避難所又は住宅密集地等に設置するとともに、避難所にマンホールトイレを設置するものとする。
- (3) 仮設トイレの管理に当たっては、必要な消毒剤を散布するなど、良好な衛生状態の保持に努めるものとする。
- (4) 村は、村内でし尿を処理しきれない場合は、県(廃棄物・リサイクル課ほか)に応援を要請するものとし、県(廃棄物・リサイクル課ほか)は当該要請に対し、他市町村又は隣接県の応援を求め

るなどの広域的な調整を行うものとする。

4 ごみ(水害廃棄物)の適正処理

- (1) 道路の不通による収集経路の変更、短期間での大量のごみの発生、ごみの腐敗・悪臭の発生等に対応するため、村は、人員及び収集運搬車を確保して、ごみの迅速・円滑な収集・運搬・処理に努めるとともに、ごみ処理施設の応急復旧に努めるものとする。
- (2) 収集したごみは、水分を多く含んでいる状態のため、そのままでは処理を行うことが難しく、 また短期間に大量に排出するため、早期の処理は、困難である。そのため、村は、一時的な保管 場所を確保するとともに、保管に当たっては良好な衛生状態の保持に努めるものとする。
- (3) 村は、収集場所、収集日、分別排出等のごみ収集方法について、住民に対して速やかに必要な情報を広報する。
- (4) 村は、村内でごみを処理しきれない場合は、県(廃棄物・リサイクル課ほか)に応援を要請する ものとし、県(廃棄物・リサイクル課ほか)は当該要請に対し、他市町村又は隣接県の応援を求め るなどの広域的な調整を行うものとする。

5 災害時における動物の管理等

村は、関係団体等と連携を図り、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物管理等について必要な措置を講ずるものとする。

《関係資料》資料編:12-1 清掃施設一覧表

第2節 防疫活動

村は、県(保健予防課ほか)と連携して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。)及び災害防疫実施要綱(昭和 40 年厚生省公衆衛生局長通知)に基づき、相互に緊密な連携をとりつつ、住民の人権に十分配慮しながら、次により防疫活動を実施するものとする。

1 村の防疫活動

- (1) 村は、県(保健予防課ほか)の指示等を受けて次の防疫活動を実施する。
 - ア 消毒措置の実施(感染症法第27条)
 - イ ねずみ族、昆虫等の駆除(感染症法第28条)
 - ウ 避難所等の衛生保持
 - エ 臨時予防接種の実施(予防接種法第6条)
 - オ 住民に対する衛生の保持に関する指導及び広報等の活動
- (2) 防疫活動に必要な薬品を調達、確保する。
- (3) 自らの防疫活動が十分ではないと認められるときは、県(保健予防課ほか)に協力を要請する。
- (4) その他、県(保健予防課ほか)の指示等により、感染症法の規定に基づく必要な措置を講ずる。

<感染症法に基づく分類>

一類感染症:ペスト、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、ラッサ熱、痘そう、

南米出血熱

二類感染症:ジフテリア、急性灰白髄炎(ポリオ)、結核、重症急性呼吸器症候群(SARS)、鳥インフルエ

ンザ(H5N1)

三類感染症:腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、コレラ、細菌性赤痢

第3節 行方不明者の捜索及び遺体の処置

1 行方不明者・遺体の捜索

村は、消防機関及び警察機関と相互に協力して、行方不明者・遺体の捜索に当たるものとする。

2 遺体の収容

村は、警察機関と連携して、発見された遺体について、消防機関の協力を得て検視・死体調査及び検案を行うのに適当な場所に収容するものとする。

3 遺体の安置

村は、身元不明の遺体又は災害の混乱により引取りがなされない遺体について、安置所を設置し、 検視・死体調査及び検案を終えた遺体を次により安置するものとする。

- (1) 葬祭業者の協力を得て、必要な数量の棺を調達する。
- (2) 遺体の腐敗を防止するため、ドライアイス等必要な資材を確保する。
- (3) 遺体に洗浄、縫合、消毒等の処置を施し、納棺する。
- (4) 遺体処置表及び遺留品処理表を作成の上、「氏名札」を棺に添付する。

4 身元の確認

村は、身元不明の遺体については、警察機関と協力し、人相、着衣、所持品、特徴等を記録するとともに遺品を保存し、必要に応じ歯科医師会等の協力を得て身元の確認に努めるものとする。

5 遺体の引渡し

村は、遺族等から遺体の引取りの申出があったときは、遺体処置表に記録の上、遺体を引き渡すものとする。

6 遺体の埋火葬

- (1) 遺体の埋火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、村長がこれを行うものとする。
- (2) 村は、遺体の損傷等により、正規の手続を経ていると公衆衛生上問題が生じると認めるときは、手続の特例的な取扱いについて、県(衛生食品課ほか)を通じて厚生労働省に協議するものとする。
- (3) 村は、遺体の数が多数に上り、又は埋火葬施設の被災等により、村の埋火葬能力では対応しきれないときは、県(衛生食品課ほか)に応援を要請するものとする。

第 10 章 被災者等への的確な情報伝達活動

流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と 行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要で ある。また、住民等から、問い合わせ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える 体制を整備する必要がある。

第1節 広報・広聴活動

1 広報活動

(1) 村は、県(広報課ほか)及びライフライン事業者等と連携して、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に広報するものとする。

(2) 広報内容

広報すべき内容は、災害の態様、規模、経過時間等によって異なるが、例示すると概ね次の事項である。

例)

気象・水象状況

被害状況

二次災害の危険性

応急対策の実施状況

住民、関係団体等に対する協力要請

避難の勧告又は指示の内容

避難場所及び避難所の名称・所在地・対象地区

避難時の注意事項

受診可能な医療機関・救護所の所在地

交通規制の状況

交通機関の運行状況

ライフライン・交通機関の復旧見通し

食料・飲料水、生活必需品の配給日時・場所

各種相談窓口

住民の安否

公共施設の被害及び復旧の見通し

犯罪の予防に必要な事項

(3) 広報媒体

広報に当たっては、あらゆる媒体を活用して住民への周知を図るものとするが、広報媒体を例示すると概ね次のとおりである。特に被災者生活支援に関する情報については紙媒体での情報提供に努めるものとする。

例)

テレビ、ラジオ、同報系無線(戸別受信機)、広報車、航空機、インターネット、新聞、チラシ、掲示版、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ソーシャルメディア等

(4) 情報提供機関の連携

村は、県(広報課ほか)及びライフライン事業者等と連携して、災害情報の広報に当たっては、相互に連絡をとりあうものとする。

また、必要に応じ、放送・報道機関に協力を要請するものとし、放送・報道機関は積極的に協力するものとする。

(5) 要配慮者への配慮

村は、県(広報課ほか)及びライフライン事業者等と連携して、災害情報の広報に当たっては、高齢者、障害者、外国人等要配慮者がその内容を理解できるよう、広報の方法や頻度に配慮するものとする。

(6) 情報の入手が困難な者への配慮

村は、県と連携して、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、所在を把握できる広域 避難者、帰宅困難者等災害情報の入手が困難な被災者に対して、確実に情報伝達できるよう必要 な体制の整備を図るものとする。

2 広聴活動

(1) 窓口の設置

村は、県(広報課ほか)等と連携して、必要に応じ、発災直後速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図るものとする。また、情報のニーズを見極め、収集・整理を行うものとする。

(2) 安否情報の提供

村は、県(危機管理室ほか)と連携して、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

この場合において、村は、県(危機管理室ほか)と連携して、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察機関等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれが ある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情 報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第11章 社会秩序の維持等に関する活動

被災地域においては社会的な混乱や心理的動揺も多分に存在すると考えられるので、社会秩序の維持が重要な課題となる。また、被災者の生活再建へ向けて、必要物資の適切な供給を図る必要があり、これらについて、関係機関は適切な措置を講ずる必要がある。

第1節 社会秩序の維持

1 パトロール等の実施

村は、被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止するため、警察機関や自主防犯組織等が実施する被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を要請するものとする。

2 安全確保に関する情報交換等

村は、警察機関等と連携して、地域の自主防犯組織等と安全確保に関する情報交換を行うなど連携を保ち、また、住民等からの相談については、親身に対応し、住民等の不安の軽減に努めるものとする。

第12章 施設、設備の応急復旧活動

迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設等、及び二次災害を防止するための国土保全施設等に加え、被災者の生活確保のため、ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う必要がある。

第1節 施設、設備の応急復旧

1 迅速な応急復旧の実施

- (1) 村は、県及び施設・設備等の管理者と連携して、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。
- (2) 村は、県と連携して、情報収集で得た航空写真・画像等について、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。

第2節 公共土木施設の応急復旧

1 迅速な応急復旧の実施

村は、被災した施設で緊急を要するものについて、速やかに応急復旧を行うものとする。

2 重要施設の優先復旧

村は、施設の応急復旧を行うに当たっては、人命の保護や応急対策活動の円滑な実施を確保するために必要な施設等、重要度の高い施設の復旧を優先させるものとする。

3 関係業界団体に対する協力の要請

村は、施設の応急復旧を行うに当たり、必要に応じ建設業協会等関係業界団体に対し、資機材の確保、工事の請負等について協力を要請するものとする。

第13章 自発的支援の受入れ

大規模な災害の発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申入れが寄せられる。 このため、村は、県と連携して、これらの支援を適切に受け入れる必要がある。

第1節 ボランティアの受入れ

1 災害時におけるボランティア活動の種類

ボランティア活動の種類を例示すると、次表のとおりである。

一般ボランティア	専門ボランティア
避難誘導 情報連絡 給食、給水 物資の搬送・仕分け・配給 入浴サービスの提供 避難所の清掃 ゴミの収集・廃棄 高齢者、障害者等の介助 防犯 ガレキの撤去 住居の補修 愛玩動物の保護	被災者の救出(消防・警察業務経験者等) 救護(医師、看護師、救命講習修了者等) 建物応急危険度判定(建築士等) 被災宅地危険度判定 外国語通訳 手話通訳 介護(介護福祉士等) 保育 アマチュア無線 各種カウンセリング

2 受入窓口の開設

村は、ボランティア関係団体と連携して、相互に連絡・調整の上、災害ボランティアセンター等を 設置し、ボランティアの受入窓口を開設するものとする。また、嬬恋村災害ボランティアセンターは、 群馬県社会福祉協議会が設置する「県災害ボランティアセンター」と連携し、ボランティアの受入れ 等に必要な支援の要請や連絡調整を行うものとする。

<具体的な取組事項>

- (1) 災害時におけるボランティア受入体制づくり
- (2) 総合的な調整システム確立のための連絡調整
- (3) 災害救援ボランティア本部の設置、運営に関する検討 等

3 ボランティアニーズの把握

村は、ボランティア受入団体と連携して、各避難所、防災拠点等におけるボランティアニーズ (種類、人数等)を把握するものとする。

4 ボランティアの受入れ

嬬恋村災害ボランティアセンター及びボランティア関係団体は、各避難所等のボランティアニーズ

に基づき、相互に連絡・調整の上、ボランティアの受入れを行うものとする。

5 ボランティア活動の支援

村は、県(県民生活課ほか)と連携して、次によりボランティア活動を支援するものとする。

- (1) ボランティアが円滑に受け入れられるよう、広報、内部通知等により、ボランティア活動の内容を被災者、行政職員等に周知する。
- (2) 必要に応じて活動拠点、資機材、宿舎等の提供又はあっせんに努める。

6 ボランティアによる災害ボランティアセンター等の運営

大規模災害においては、行政機関のボランティア担当職員の人数が圧倒的に不足することが予想されるので、村は、県(県民生活課ほか)及びボランティア関係団体と連携して、ボランティアの受入れ、調整等が、ボランティアにより運営されるよう配慮するものとする。

第2節 義援物資・義援金の受入れ

1 義援物資の受入れ

(1) 需要の把握

村は、各避難所等について、受入れを希望する義援物資の種類、規格及び数量を把握するものとする。

(2) 受入機関の決定

村は、県(健康福祉課ほか)と調整の上、義援物資の受入機関(村と県が個別に受け入れるか共同で受け入れるか)を定めるものとする。

(3) 集積場所の確保

受入機関は、送付された義援物資を保管及び仕分けできる集積場所並びに仕分け作業に要する 人員、資機材をあらかじめ確保するものとする。

なお、集積場所の選定に当たっては、仕分け作業の負担増を避けるため、近隣市町村からの選 定も検討するものとする。(第2部第6章第2節「5 輸送拠点の確保」参照)

(4) 受入希望物資の公表

受入機関は、受入れを希望する物資のリスト及び送り先を報道・放送機関を通じて国民に公表するものとする。この際、小口・混載の支援物資は被災地支援活動において負担になることなども合わせて広報するものとする。また、被災地のニーズは時間とともに変化することに留意し、同リストは、現地の需給状況を踏まえて随時改定するものとする。

(5) 受入物資の仕分け

受入機関は、受入物資を効率的に配分するため、集積場所において仕分けを行うものとする。

(6) 受入物資の配分

村が受け入れた物資については、村が自らの判断により配分先及び配分量を決めて配分するものとし、県が受け入れた物資については、村と県(健康福祉課ほか)とで協議の上、配分先及び配

分量を決めて配分するものとする。

なお、配分に当たっては、公平性を重視し過ぎるあまり配分が遅延することのないよう、注意 するものとする。

(7) ボランティア及び民間事業者等の活用

大量の物資を迅速・的確に配送するため、必要に応じて、ボランティアの協力を得るほか、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図るものとする。

2 義援金の受入れ

(1) 義援金の募集

村は、災害応急対策及び災害復旧に要する費用を勘案し、必要に応じ、義援金を募集するものとする。

(2) 「募集・配分委員会」への参加

村は、県(健康福祉課ほか)が義援金を募集する目的で「義援金募集・配分委員会」を設置するときは、これに参加するものとする。

(3) 義援金の配分

村は、募集した義援金の配分について、被災状況等を踏まえた上で配分額を定めるものとする。 配分については、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努めるものとする。

県が設置する「義援金募集・配分委員会」からの義援金は、同委員会の決定に従い、村ができる限り迅速に被災者へ支給する。

第 14 章 要配慮者対策

第1節 要配慮者の災害応急対策

近年の高齢化、国際化等社会情勢の変化、核家族化等による家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人などの要配慮者が被害を受ける可能性が高まっている。また、要配慮者は身体の不自由さ等により、避難生活にも困難を強いられるおそれがある。

このため、村は、県、防災関係機関及び要配慮者利用施設の管理者と連携して、要配慮者の安全を確保するための災害応急対策を行うものとする。

1 要配慮者対策

(1) 災害に対する警戒

- ア 村は、気象に係わる注意報又は警報等が発表されたときには、河川管理者、砂防関係機関 等と連絡を密にとり、河川水位等の防災情報を積極的に収集する。
- イ 村長は、今後の気象予測や河川水位情報及び土砂災害警戒情報等から総合的に判断して、 避難準備(要配慮者)情報、避難の勧告又は指示を行う。特に避難準備(要配慮者避難) 情報は、要配慮者が避難行動を開始するための情報であるため、避難時間等の必要な時間 を把握して発令する必要がある。
- ウ 村は、避難準備(要配慮者避難)情報、避難の勧告又は指示が、確実に要配慮者に伝達できるよう様々な手段や方法を講じるものとする。
- エ 村は、必要に応じ、災害危険区域に立地している要配慮者利用施設の管理者に対し、防災 気象情報や避難準備(要配慮者避難)情報、避難の勧告又は指示を直接伝達するものとす る。

(2) 避難

村は、避難準備(要配慮者避難)情報、避難の勧告又は指示を発令する場合には、次の事項を留意の上、避難行動要支援者避難支援プラン(個別計画)等に基づき避難行動要支援者を安全な場所へ避難させるものとする。

- ア 避難行動要支援者の避難において、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難 行動要支援者名簿を避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者やその他の者に提 供するなど効果的に利用し、避難行動要支援者の避難の遅れや避難途中での事故が生じな いよう、地域住民、自主防災組織、消防機関、警察機関等の協力を得て、介助及び安全確 保に努める。
- イ 避難行動要支援者を安全に避難させるため、介助人は、被害の状況、道路・橋梁等の状況 を勘案し、もっとも安全と思われる経路を選定する。

- ウ 避難所における要配慮者の負担を軽減するため、避難が予想される期間などを勘案し、福祉避難所の開設を行う。福祉避難所を開設した場合は、対象となる要配慮者に対し、速やかに周知する。福祉避難所においては、要配慮者の避難生活の負担軽減を図るため、食料品、飲料水の生活必需品及び車いす、おむつ等の物資の調達や手話通訳者、外国語通訳者、医師、看護職等の人材の派遣を迅速に行う。一般の避難所においても、要配慮者の避難生活が不自由にならないよう、福祉避難所と同様に、これらの手配を迅速に行うものとする。また、物資や人材等に不足が生じる場合は、県(要配慮者利用施設所管の各課)に応援を要請する。
- エ 避難所での生活に不自由をきたし、健康の保持が困難な要配慮者については、要配慮者利 用施設への緊急入所を管理者に要請する。また、適当な入所先が確保できないときは、県(要 配慮者利用施設所管の各課)に対し、入所先のあっせんを要請するものとする。

(3) 安否の確認

村は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。

2 要配慮者利用施設の管理者との連携

(1) 要配慮者利用施設

(第1部第4章第1節「要配慮者対策」のとおり。)

(2) 災害に対する警戒

要配慮者利用施設の管理者は、気象に係る注意報又は警報等が発表されたときは、次の措置を講ずるものとする。

- ア 発表された警報等の内容を施設の職員に周知するとともに、その後に発表される防災気象情報に十分注意を払う。
- イ 必要に応じ、避難所を選定するとともに職員を招集し、入(通)所者の誘導態勢を整える。
- ウ 地域住民や自主防災組織との間で避難活動に係る協力体制が築かれている場合は、必要に 応じ、協力を要請する可能性がある旨を相手方に伝える。
- エ 自身の安全を確保しながら自施設周辺の河川の増水や土砂災害の兆候等を監視する。

(3) 避難

要配慮者利用施設の管理者は、村長から避難準備(要配慮者避難)情報、避難の勧告又は指示があったとき又は施設の被災が切迫していると判断したときは、次の事項に留意の上、入(通)所者を安全な場所に避難させるものとする。

- ア 避難誘導に必要な人員が不足する場合は、地域住民、自主防災組織、村、消防機関、警察 機関等に応援を要請する。
- イ 入(通)所者が施設にとり残されたとき又は避難の途中で負傷したときは、施設の職員により救出・救助に努め、必要に応じ、地域住民、自主防災組織、消防機関、警察機関等に応援を要請する。
- ウ 避難した入(通)所者について、食料・飲料水・生活必需品の確保、健康の保持及び保護者 への連絡に努めるものとする。

(4) 他施設への緊急入所等

- ア 要配慮者利用施設の管理者は、被災により施設の使用が不能となったときは、他の同種施 設の管理者に対し自施設の入所者の緊急入所を要請し、又は保護者に対し引取りを要請す るものとする。
- イ 要配慮者利用施設の管理者は、アの緊急入所について、適当な入所先が確保できないときは、村又は県(要配慮者利用施設所管の各課)に対し、入所先のあっせんを要請するものとする。
- ウ 村は、県(要配慮者利用施設所管の各課)と連携して、イの要請を受けたときは、相互に連携し、あっせんに努めるものとする。

第15章 その他の災害応急対策

第1節 農林水産業の災害応急対策

1 農作物関係

(1) 病害虫の防除

村は、県から病害虫防除の指示を受けたときは、病害虫防除協議会に諮り、防除班を編成して防除を実施するものとする。

(2) 転換作物の導入指導

村は、県(技術支援課ほか)と連携して、必要に応じ、農業協同組合等関係団体の協力を得て、転換作物の導入を指導するものとする。

2 家畜関係

(1) 家畜の避難

村は、県(畜産課ほか)と連携して、必要に応じ、家畜の飼養者に対し家畜を安全な場所に避難させるよう呼びかけるものとする。

(2) 家畜の防疫及び診療

村は、県(畜産課ほか)、家畜自衛防疫団体、農業協同組合、農業共済組合、獣医師会及び飼養者と相互に協力して、家畜の伝染性疾病を防ぐため、次の措置を講ずるものとする。

- ア 群馬県動物薬品機材協会等を通じて必要な薬品等の確保に努める。
- イ 防疫班及び消毒班を現地に派遣し、防疫対策に当たらせる。
- ウ獣医師を派遣又はあっせんする。
- エ 病畜を発見したときは、飼養者に対し隔離等を指導する。
- オ 死亡家畜については、飼養者に対し、死亡獣畜取扱場等で焼却又は埋却するよう指導する。

(3) 環境汚染の防止

村は、県(畜産課ほか)と連携して、降雨等の影響により家畜の飼育施設からし尿等の汚物が流出するおそれがあるときは、飼養者に対し、し尿の汲み取りや土嚢積み等の流出防止措置を講ずるよう指導するものとする。

第2節 学校の災害応急対策

1 気象状況の把握

小学校、中学校、高等学校及び特殊教育諸学校の管理者(以下この節において「学校管理者」という。)は、台風その他の低気圧や前線の接近により天候の著しい悪化が予想されるときは、テレビ、ラジオ等による気象情報に注意を払い、気象状況の把握に努めるものとする。

2 学校施設の安全性の点検

災害危険区域における学校管理者は、校舎周辺の巡視を行い、洪水や土砂災害の兆候を調べ、学校 施設の安全性を点検するものとする。

3 児童・生徒の安全確保

学校管理者は、次により、児童・生徒の安全を確保するものとする。

- (1) 児童・生徒の在校時に校舎等が被災した場合又は被災するおそれのある場合は、災害の状況に 応じ、児童生徒を安全な場所に移動させる。
- (2) 傷病者が発生したときは、保護者に連絡するとともに応急措置を施し、速やかに医療機関へ搬送する。
- (3) 児童・生徒を下校させる場合は、通学路の安全性を点検の上、必要に応じ集団下校、教職員の引率、保護者による送迎等を行う。

4 災害情報の連絡

学校管理者は、児童・生徒、教職員、校舎等施設の被災状況を把握し、応急対策の実施状況と合わせて教育委員会等関係機関に連絡するものとする。

5 教育の確保

(1) 教室及び運動場の確保

学校管理者は、校舎が被災したため授業を行えなくなったときは、被災校舎の応急修理、仮設校舎の建設、公民館・図書館等の借上げ等により教室及び運動場の確保を図るものとする。

(2) 代替教員の確保

教育委員会及びその他教員の任命権者は、教員が被災等したため授業の担当が困難となった場合は、臨時教員の任用、非常勤講師の任用等により、代替教員の確保を図るものとする。

- (3) 学用品の支給
 - ア 村は、被災により就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、これらの学用品を 直ちに入手することができない小学校児童及び中学校生徒に対し、必要最小限度の学用品 を支給するものとする。災害救助法が適用された場合は同法に基づき行われるが、同法が 適用されない場合には村が行うものとする。
 - イ 村は、県(義務教育課・高校教育課ほか)及び教科書供給業者と連携して、教科書を滅失又 はき損した児童・生徒に対し、相互に協力して教科書を支給する措置を講ずるものとする。

6 給食の措置

- (1) 施設、原材料等が被害を受けたため学校給食が実施できないときは、学校管理者は、速やかに 代替措置として児童生徒に対する応急給食を実施するか、給食を中止するものとする。
- (2) 学校が避難所として使用される場合、給食施設は被災者向けの炊出し施設として利用される場合があるので、学校管理者は、学校給食と被災者向けの炊出しとの調整に留意するものとする。

7 避難者の援護と授業との関係

学校が避難所となった場合は、当初は臨時休校とするなどして避難者の援護を優先させるものとする。

なお、授業の再開については、5(1)により、速やかに教室を確保して実施するものとする。

≪関係資料≫資料編:16-1 災害救助基準

第3節 文化財施設の災害応急対策

1 気象状況の把握

文化財の管理者は、台風その他の低気圧や前線の接近により天候の著しい悪化が予想されるときは、 テレビ、ラジオ等による気象情報に注意を払い、気象状況の把握に努めるものとする。

2 文化財収蔵施設の安全性の点検

災害危険区域における文化財の管理者は、文化財収蔵施設周辺の巡視を行い、洪水や土砂災害の兆候を調べ、文化財施設の安全性を点検するものとする。

3 観覧者の安全確保

災害危険区域における文化財の管理者は、次により観覧者の安全を確保するものとする。

- (1) 施設内に観覧者がいる時に施設が被災した場合又は被災するおそれのある場合は、災害の状況に応じ、観覧者を安全な場所に移動させる。
- (2) 傷病者が発生したときは、家族等関係者に連絡するとともに応急措置を施し、速やかに医療機関へ搬送する。

4 文化財の安全確保

文化財の管理者は、浸水、転倒、火災等による文化財の損傷を防ぐため、当該文化財の種類に応じ、 安全な場所への移動、固定、火気の使用停止等の措置を講ずるものとする。

5 災害情報の連絡

文化財の管理者は、観覧者及び文化財の被災状況を把握し、応急対策の実施状況と合わせて教育委員会等関係機関に連絡するものとする。

6 応急修復

- (1) 文化財の管理者は、災害により文化財が損傷した場合は、当該文化財の種類に応じ、教育委員会等の協力を得て適切な応急修復を施すものとする。
- (2) 村は、県(教育委員会文化財保護課ほか)と連携して、(1)の応急修復について文化財の管理者から協力を求められたときは、積極的に協力するものとする。

《関係資料》資料編:14-1 指定文化財等一覧表

第4節 災害救助法の適用

1 災害救助法に基づく救助の実施

知事(危機管理室)は、当該災害が、災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)の適用を受ける災害であると認めたときは、速やかに同法に基づく救助を実施するものとする。

災害救助は知事(危機管理室)が実施し、村長はこれを補助する。

ただし、救助を迅速に行うため知事が必要と認めるときは、救助の一部を村長が行うこととすることができる。

2 災害救助法の適用基準

災害救助法は、次のいずれかの場合に適用される。

- (1) 村の区域内の人口に応じ、それぞれ別表1のA欄に掲げた数以上の世帯の住家が滅失したこと。
- (2) 群馬県の区域内において、2,000 以上の世帯の住家が滅失した場合であって、村の区域内の人口に応じ、それぞれ別表1のB欄に掲げた数以上の世帯の住家が滅失したこと。
- (3) 群馬県の区域内において、9,000 以上の世帯の住家が滅失した場合又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

別表 1

<災害救助法適用基準>

市町	村	人口(人)	A	В
吾 妻 郡	嬬 恋 村	10, 183	40	20

[※]人口は、平成22年10月1日現在(国勢調査)

3 救助の程度・方法・期間

救助の程度、方法及び期間は、内閣府が定める「災害救助基準」によるものとする。

4 適用手続

災害救助法の適用手続は、次による。

- (1) 村からの被害報告に基づき、知事(危機管理室)は災害救助法が適用されるか否かを判断する。
- (2) 知事(危機管理室)は、災害救助法の適用を決定したときは、対象市町村名を公示するとともに、 内閣府政策統括官(防災担当)に報告する。
- (3) 知事(危機管理室)は、救助の一部を村長が行うこととする場合は、当該救助の内容及び当該事務を行うこととする期間を村長に通知するとともに公示する。

[※]A欄及びB欄の数字は、災害救助法の適用基準である減失住家の数

5 費用負担

- (1) 災害救助に要する費用は、まず県が支弁する。
- (2) 国は、県が支弁した費用について諸経費の合計額が100万円以上となる場合に、当該合計額が地方税法に定める当該都道府県の普通税の標準税率をもって算定した当該年度の収入見込額に対する諸経費の割合の部分に応じ、次表のとおり国庫負担する。

収入見込み額に対する割合	2/100 以下の部分	2/100~4/100 の部分	4/100 超の部分
国庫負担率	50/100	80/100	90/100

《関係資料》資料編:16-1 災害救助基準

第5節 動物愛護

災害時には、負傷動物や逸走状態の愛玩動物が多数生じる一方、多くの動物が飼い主とともに避難所 に避難してくることが予想される。

このため、村は、県等関係機関や獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等、関係団体と連携して、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、協力体制を確立する。

1 動物愛護の実施

- (1) 県は、獣医師会及び動物愛護団体と連携・協力して、動物管理センター内に「動物救護本部」を設置し、愛玩動物等の収容対策を実施することとする。
- (2) 村は、動物救護本部に対し、避難所における愛玩動物の状況等、情報を提供することとする。
- (3) 愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、 長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努めることとする。

第3部 災害復旧・復興

被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重し、村が、県と連携して、主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

第1節 復旧・復興の基本方向の決定

1 基本方向の決定

村は、県と連携して、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を決定するものとする。

2 住民の参加

被災地の復旧・復興に当たっては、村が、県と連携して、主体となって住民の意向を尊重しつつ、 国の支援を受けながら共同して計画的に行うものとする。この際、男女共同参画の観点から、復旧・ 復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者 の参画を促進するものとする。

3 国等に対する協力の要請

村は、県と連携して、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求めるものとする。

第2節 原状復旧

1 被災施設の復旧等

- (1) 村は、県及びその他の防災関係機関と連携して、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び 人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は 支援するものとする。
- (2) 村は、県及びその他の防災関係機関と連携して、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧等を行うものとする。
- (3) 村は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示するものとする。

2 災害廃棄物の処理

(1) 円滑かつ適切な処理の実施

村は、事前に策定した災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて、災害廃棄物の処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適切な処理を行うものとする。また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。

(2) リサイクルの励行

村は、損壊建物の解体等に当たっては、コンクリート、金属、木質系可燃物、プラスチック等の分別を徹底し、可能なかぎりリサイクルを図るよう努めるものとする。

(3) 環境への配慮

村は、損壊建物の解体、撤去等に当たっては、粉塵の発生防止に努めるとともに、アスベスト等有害物質の飛散等による環境汚染の未然防止や、住民及び作業者の健康管理に配慮するものとする。

(4) 広域応援

村は、災害廃棄物の処理に必要な人員、収集運搬車、処理施設等が不足する場合は、県(廃棄物・リサイクル課ほか)に応援を要請するものとする。

第3節 計画的復興の推進

1 復興計画の作成

- (1) 大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、村は、 自らが決定した復興の基本方向に基づき、具体的な復興計画を作成するものとする。
- (2) 村の復興計画においては、市街地の復興、産業の復興及び生活の復興に関する計画を定めるとともに、その事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定めるものとする。
- (3) 村は、県と連携して、復興計画の作成に当たり、計画策定の過程において、女性の参画を進めるとともに、復興計画に障害者、高齢者等の要配慮者など多様な県民の意見を反映するよう努める。
- (4) 村は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。
- (5) 村が、特定大規模災害等を受け県に要請した場合、県が必要と認めるときは、村に代わって円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行うものとする。
- (6) 村は特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあっせんに努めるものとする。

2 防災まちづくり

- (1) 防災まちづくりの実施
 - ア 村は、県と連携して、必要に応じ、再度災害防止とより快適な地域環境を目指し、住民の 安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。
 - イ 防災まちづくりに当たっては、現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念 のもとに、計画作成段階で村のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目 指すこととし、住民の理解を求めるものとする。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見 が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。
- (2) 被災市街地復興特別措置法等の活用
 - 村は、県と連携して、復興のため市街地の整備改善が必要な場合、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。
- (3) 村は、県と連携して、防災まちづくりに当たり、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保、豪雨に対する安全性の確保等を目標とするものとする。また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝の整備等については、耐水性等に考慮しつつ、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進めるものとする。
- (4) 村は、県と連携して、既存の不適格建築物について、防災とアメニティの観点から、その重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努めるものとする。
- (5) 村は、県と連携して、被災施設等の復旧事業、がれきの処理事業に当たり、あらかじめ定めた

物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的実施を行うものとする。

(6) 村は、県と連携して、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者 サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、住民に対し行うものとする。

第4節 被災者等の生活再建の支援

1 罹災証明書の交付

村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の被災者等支援措置を早期に実施する ため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を早期に確立し、遅滞なく、住 家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。

2 被災者台帳の作成

村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また必要に応じて、県に対して、被災者に関する情報提供を要請するものとする。

3 災害弔慰金の支給等

村は、県と連携して、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付け、生活福祉資金の貸付け、生活再建支援金の支給等により、被災者の自立的生活再建の支援を行うものとする。

村は、各支援制度に係る被災者からの申請等を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図るものとする。

主な支援制度は、次のとおりである。

- (1) 災害弔慰金
- (2) 災害障害見舞金
- (3) 災害援護資金
- (4) 群馬県(小規模)災害見舞金
- (5) 被災者生活再建支援金
- (6) 生活福祉資金(災害援護資金)

4 税の徴収猶予及び減免等

村は、県(税務課ほか)と連携して、被災者の納付すべき地方税について、法令又は条例の規定に基づき、納税の緩和措置として期限の延長、徴収の猶予又は減免等の措置を講ずるものとする。

5 住宅再建・取得の支援

村は、県と連携して、被災者の自力による住宅の再建又は取得を支援するため、次の支援措置を講

じ、又は周知を図るものとする。

- (1) 災害復興住宅融資
 - ア 建設資金
 - イ 購入資金
 - ウ 補修資金
- (2) 地すべり等関連住宅融資
- (3) 母子・寡婦福祉資金(住宅資金)

6 恒久的な住宅確保の支援

村は、県(住宅政策課ほか)と連携して、必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の建設、公営住宅等への特定入居等を行うものとする。また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、公営住宅等の空き家を活用するものとする。

7 安全な地域への移転の推奨

村は、県(住宅政策課ほか)と連携して、災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、防災集団移転促進事業等を活用しつつ、極力安全な地域への移転を推奨するものとする。

8 復興過程における仮設住宅の提供

村は、県(住宅政策課ほか)と連携して、復興過程の被災者について、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するものとする。

9 支援措置の広報等

村は、県(広報課・県民センターほか)と連携して、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。

また、他市町村に避難した被災者に対しても、村と避難先の市町村等が協力することにより、必要な情報・サービスを提供するものとする。

10 災害復興基金の設立等

村は、県と連携して、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

≪関係資料≫資料編:17-1 災害弔慰金等の支給制度

17-2 住宅再建・取得の支援制度

17-3 中小企業者に対する低利融資制度

第5節 被災中小企業等の復興の支援

1 中小企業者に対する低利融資等の実施

村は、県と連携して、中小企業者の災害復旧を支援するため、次の貸付け等を行い、又はこれらの 制度について周知するものとする。

- (1) 経営サポート資金 (Cタイプ:災害復旧関連要件)
- (2) 中小企業高度化資金(災害復旧貸付)
- (3) 政府系金融機関による貸付条件の優遇
- (4) 既往貸付金の貸付条件の優遇
 - ア 小規模企業者等設備導入資金 激甚災害の場合、2年を超えない範囲内で償還期間を延長
 - イ 中小企業高度化資金 被害の状況に応じて、償還猶予等の必要な措置を講ずる
- (5) 県信用保証協会の災害関係保証の特例
 - ア 激甚災害法第 12 条の規定に基づく中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 通常限度額 2 億 8 千万円→別枠を含む限度額 5 億 6 千万円
 - イ 中小企業信用保険法第2条第4項の経営安定関連保証(災害別枠保証) 通常限度額2億8千万円→別枠を含む限度額5億6千万円

2 農林水産業者に対する助成・低利融資等の実施

村は、県と連携して、農林水産業者の災害復旧を支援するため、次の助成、貸付け及び利子補給を行い、又はこれらの制度について周知するものとする。

- (1) 助成措置
- (2) 経営資金
- (3) 事業資金
- (4) 農漁業用施設資金
- (5) 農林漁業金融公庫による貸付け

3 地場産業・商店街への配慮等

村は、県と連携して、地場産業・商店街の復興に配慮し、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備等により、地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策を講ずるものとする。

4 支援措置の広報等

村は、県と連携して、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置するものとする。

≪関係資料≫資料編:17-3 中小企業者に対する低利融資制度

17-4 農林水産業者等に対する助成・低利融資制度

第6節 公共施設の復旧

1 災害復旧事業計画の作成

公共施設の管理者は、被災施設の復旧について速やかに災害復旧事業計画を作成するものとする。 なお、同計画には再度災害の発生を防止するための改良等を含めることにより、将来の災害に備えるものとする。

2 早期復旧の確保

(1) 迅速な査定の確保

公共施設の管理者は、復旧事業が国等の査定を受ける必要がある場合は、国等と協議しながら査定計画を立てるなどして、迅速に査定が受けられるよう努めるものとする。

(2) 迅速な復旧事業の実施

公共施設の管理者は、実施が決定した復旧事業が迅速に実施できるよう、請負業者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

3 財政援助の活用

公共施設の管理者は、施設の復旧に当たっては、各種法律等に基づく財政援助を積極的に活用するものとする。

なお、公共施設の災害復旧費用に対する財政援助を定めている法律等は、次のとおりである。

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- イ 公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法
- ウ 公営住宅法
- エ 土地区画整理法
- 才 感染症予防法
- カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- キ 予防接種法
- ク 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- ケ 下水道法
- コ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律
- サ 都市災害復旧事業費国庫補助に関する基本方針

第7節 激甚災害法の適用

1 激甚災害の早期指定の確保、特別財政援助

- (1) 村長は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下この節において「激 甚災害法」という。)に基づき内閣総理大臣が行う激甚災害の指定が早期になされるよう、知事(関 係各課)に対し、査定事業費等を速やかに報告するものとする。
- (2) 同法に基づく特別財政援助の対象は次のとおりである。
- (1)公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助(激甚災害法第3条)
 - ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業
 - イ 公共土木施設災害復旧事業のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められる ため、これと合併施行する公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第1条各号の施設の新 設又は改良に関する事業
 - ウ 公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事業
 - エ 公営住宅法第8条第3項の規定の適用を受ける公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する 事業
 - オ 生活保護法第40条又は第41条の規定により設置された保護施設の災害復旧事業
 - カ 児童福祉法第35条第2項から第4項までの規定により設置された児童福祉施設の災害復旧事業
 - キ 老人福祉法第 15 条の規定により設置された養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧 事業
 - ク 障害者自立支援法第83条第2項又は第3項の規定により、県又は市町村が設置した障害者支援 施設の災害復旧事業
 - ケ 身体障害者福祉法第 28 条第1項又は第2項の規定により県又は市町村が設置した身体障害者社 会参加支援施設の災害復旧事業
 - コ 売春防止法第36条の規定により県が設置した婦人保護施設の災害復旧事業
 - サ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症指定医療機関の災害復旧事業
 - シ 激甚災害のための感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 58 条の規定による県、保健所を設置する市の支弁に係る感染症予防事業
 - ス 堆積土砂排除事業
 - a)激甚災害に伴い公共施設の区域内に堆積した激甚災害法に定めた程度に達する異常に多量の 泥土、砂礫、岩石、樹木等(以下「堆積土砂」という。)の排除事業で地方公共団体又はその 機関が施行するもの。
 - b)激甚災害に伴い公共施設の区域外に堆積した堆積土砂で、市町村長が指定した場所に集積されたもの又は市町村長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市町村が行なう排除事業
 - セ 激甚災害の発生に伴う破堤又は溢流により浸水した一団の地域について、浸水面積が引き続き1 週間以上にわたり30~クタール以上に達するものの排除事業で地方公共団体が施行するもの。
- (2)農林水産業に関する特別の助成
 - ア 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置(激甚災害法第5条) 農地、農業用施設又は林道の災害復旧事業について、通常適用される「農林水産業施設災害復旧 事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく国庫補助額を累進的に嵩上げする。
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例(激甚災害法第6条) 農業協同組合、森林組合等が所有する共同利用施設の災害復旧事業について、通常適用される「農 林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく国庫補助額を累進的に 嵩上げする。
 - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助(激甚災害法第7条) 開拓者等の施設の災害復旧事業について、県が補助をする場合に、国が県に対し補助を行う。
 - エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例(激甚災害法第8条) a)天災融資法に定める経営資金について、貸付限度額を引き上げ、償還期間を延長する。 b)天災融資法に定める事業運営資金について、貸付限度額を引き上げる。
 - オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助(激甚災害法第9条)

森林組合等の行う堆積土砂の排除事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を 行う。

- カ 土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助(激甚災害法第10条) 土地改良区等の行なう湛水排除事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行 う。
- キ 森林災害復旧事業に対する補助(激甚災害法第11条の2)
 - a) 県が実施する森林災害復旧事業について、国が補助を行う。
 - b)県以外の者が行う森林災害復旧事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助 を行う。

(3)中小企業に関する特別の助成

- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例(激甚災害法第12条) 災害関係保証について、付保限度額の別枠設定、保険てん補率の引上げ及び保険料率の引下げを 行う。
- イ 小規模企業等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例(激甚災害法第13条) 小規模企業等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等を2年以内において延長すること ができる。
- ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助(激甚災害法第14条) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を 行う。

(4)その他の特別の財政援助及び助成

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助(激甚災害法第16条) 公立の公民館、図書館、体育館、運動場、水泳プール等の災害復旧事業について、国が当該事業 費の2/3を補助する。
- イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助(激甚災害法第17条) 私立学校の災害復旧事業について、国が当該事業費の1/2を補助する。
- ウ 市町村が実施する感染症予防事業に関する国の負担の特例(激甚災害法第19条)
- エ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例(激甚災害法第20条) 特定地方公共団体である県が被災者に対する母子福祉金の貸付金の財源として国が県に貸し付ける金額を引き上げる。
- オ 水防資材費の補助の特例(激甚災害法第21条)
 - 水防管理団体が水防のため使用した資材に関する費用について、国が当該費用の2/3を補助する。
- カ り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例(激甚災害法第22条) 滅失した住宅に居住していた者に賃貸するために県又は市町村が公営住宅の建設等を行う場合 に、国が当該工事費の3/4を補助する。
- キ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等(激甚災害法第24条) 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業のうち、1箇所の事業 費が一定未満の小規模なものについて、当該事業費に充てるため発行を許可された地方債に係る 元利償還に要する経費を基準財政需要額に算入する。

第8節 復旧資金の確保

1 復旧資金の確保

村は、県(財政課ほか)と連携して、災害復旧資金の需要額を把握し、必要に応じ、次の措置を講じて復旧資金の確保に努めるものとする。

- ア 普通交付税の繰上交付の要請
- イ 特別交付税の交付の要請
- ウ 一時借入れ
- エ 起債の前借り

2 関東財務局の協力

村又は県は、以下のアイウに示す復旧資金の確保について、関東財務局(前橋財務事務所)に対し、必要に応じて要請するものとする。

- ア 災害つなぎ資金の融資 (短期)
- イ 災害復旧事業資金の融資(長期)
- ウ 国有財産の貸付け、譲与及び売払い